

科学技術振興対策特別委員会議録第三十六号

昭和三十三年五月八日(水曜日)
午前十時四十七分開議

出席委員

委員長 菅野和太郎君
理事 赤澤 正道君 理事 有田 喜一君
理事 齋藤 憲三君 理事 前田 正男君
理事 岡 良一君 理事 志村 茂治君
須磨彌吉郎君 南 好雄君
石野 久男君 岡本 隆一君
田中 武夫君 松前 重義君

出席政府委員

出府閣務大臣 宇田 耕一君
出府政府委員 林 修三君

科学技術行政次官

秋田 大助君
総理府事務官(科学技術庁長官官房長) 原田 久君
総理府事務官(科学技術庁原子力局長) 佐々木義武君

委員外の出席者

原子力委員会委員 有澤 廣巳君
科学技術庁次長 篠原 登君
総理府技術官(科学技術庁原子力局長) 法貴 四郎君
総理府技術官(科学技術庁原子力局管理課長) 藤波 恒雄君

五月七日

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、放射線医学総合研究所の設置に關し承認を求めの件(内閣提出、承認第四号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
参考人出席要求に關する件

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、放射線医学総合研究所の設置に關し承認を求めの件(内閣提出、承認第四号)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律案(内閣提出第一四九号)

菅野委員長 これより会議を開きます。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、放射線医学総合研究所の設置に關し承認を求めの件を議題とし、まず政府より提案理由の説明を聴取いたします。秋田政務次官。

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、放射線医学総合研究所の設置に關し承認を求めの件

科学技術庁設置法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第七十六号)による改正後の科学技術庁設置法(昭和三十一年法律第四十九号)第十六條の規定に基づき置かれる放射線医学総合研究所を茨城県那珂郡東海村に設置する必要があるため、地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求め。

秋田政府委員 ただいま議題となりました地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、放射線医学総合研究所の設置に關し承認を求めの件について、その趣旨を御説明いたします。

原子力の平和利用に伴う放射線障害の防止対策をいたしまして、政府は、

放射性同位元素等による放射線障害の防止に關する法律案及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律案を作成し、放射線障害の防止について法的規制を講ずることとし、別途御審議を願っているものであります。

が、他面放射線障害の予防、診断治療及び放射線の医学的利用に關する調査研究並びに關係技術者の養成訓練を行うため、科学技術庁の付屬機関として放射線医学総合研究所を設置することとし、さきに科学技術庁設置法の一部を改正する法律案を今国会に提案いたします。またこれに必要な予算を計上して、それぞれ御審議をお願いいたします。

した結果、御賛意を得まして、去る四月二十三日、同法律の制定公布を見、本年七月一日から施行される運びとなつたのであります。

同法律は、科学技術庁の付屬機関としての放射線医学総合研究所の設置、その業務等を規定しておりますが、その設置場所につきましては、用地取得の手続等の關係上、最終的結論を見ていなかつたことから、内部組織とともに政令でこれを定めることとされたのであります。

その後さらに検討を重ねました結果、茨城県那珂郡東海村の国有地約六万一千坪を本研究の建設用地に充て、三カ年計画でその整備をはかることといたしました。本研究の業務、土地の立地条件その他から、同地は設置場所として適当と思われましますので、地方自治法第五十六條第六項の規定

に基づきまして、国会の承認を仰ぎたいと存する次第であります。

以上が本件の趣旨でございます。何とぞ慎重御審議の上、御賛成あらんことをお願いいたします。

菅野委員長 以上をもちまして、提案理由の説明は終了しました。

質疑は後日に譲ることといたします。

菅野委員長 次に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。岡良一君。

岡委員 原子力委員長の宇田閣務大臣の御出席を得て、いろいろと政府としての責任ある御所信を承りたいと思つておるのであります。有澤先生がお見えでございますので、この機会に有澤先生のお立場から、原子力委員としての率直な御所信を若干承りたいと思ひます。私も、この規制法を問題にしておりますゆえんのものは、規制といへば、政府の権力で天下りの押しつけがましく取締りをするというふうな、そういう消極的なものではなく、言うまでもなく、この第一

条にもうたわれているように、原子力の今後の開発、研究の大きな発展のいは基礎として、規制法というものの意義がある、こう考えておりますので、そういう観点から、若干先生の御所信を承りたいと思ひます。

まず第一に、そういうわけでありま

すので、逐条的なことは省略いたします。

して、原子力委員会としての基本的な御方針とでも言うような、あるいはまた御抱負というふうなものをお聞かしていただきたいです。この法律案を見ますと、あるいは核原料物質なり、また核燃料物質なり、原子炉なりにつ

きまして、核原料物質、核燃料物質についてはその精製、加工、処理、あるいは原子炉の設置と運転計画、こういうものについては、それぞれ所管の総

理大臣を初め、通産大臣なり運輸大臣等が許可権を持つておられますが、あらかじめ原子力委員会の意見というものを尊重しなければならぬという建

前になっております。いわばこの法律の運営においては、原子力委員会というものの持つ任務というものは、非常に大きなものでなければならぬ、非常

にまたあつてほしい、私はこう思ふわけですが。そういう立場から、率直に申し上げまして、現在の原子力委員会の機構でもって、この規制法にうたわれているところの原子炉の設置、運転計画あるいは精製、加工、処理等について、十分行政府を動かして得るだけの力を持つてゐるのかどうか、私はこの点について、原子力委員会の強化とこの法律の実施とは不可分の問題ではないかと思ひますので、この点について、まず率直なところをお伺ひいたしたいと思います。

有澤説明員 原子力の開発につきましては、私はこの問題が日本の将来にとりましてきわめて重大な問題であると考えましますので、どうしてもこれを長

期的に、計画的に開発方針を立てて、それで開発を進めていくという立場に立たなければならぬ、こう実は考えております。そういう観点からこの法律もできておると私は信じております。いろいろ原子力開発につきましても、この機運に乗じてめちやくちやな開発が行われるというようにもなおりますと、日本の経済にとりましても一大損失になります。また将来の開発にとりましても、それを妨げるような結果になるおそれがありますので、ここでどうしても長期的な見地から計画を立てて、開発をするという必要があるわけでありまして、そのためには、核燃料物質とかあるいは核原料物質及び原子炉につきましても、相当強い規制をこの際行わなければならない、こういうふうに考えております。それで、この法律によりまして、今、御指摘のありましたように、原子力委員会が、この規制に当りまして、常に意見を徴されることになりました。主管大臣がいろいろな判定措置、許可認可をするに当りまして、原子力委員会がその意見を徴され、かつその意見が尊重されるということになっておりますので、原子力委員会の任務はますます重きを加えてくるわけでありまして、今、御質問では、この委員会がこういう大きな任務を担担していただく力があるかという御質問だと考えますが、この規制法に基いて原子力委員会が意見を述べるといふことになりまして、これはなかなかいろいろ専門的なむずかしい面が出てくると思います。それがために、どうしても私は委員会のもとに専門委員とでも申しまして、ようか、各

分野にわたつてのエキスパートからなる専門委員会を設けて、この専門委員会の意見をわれわれが聞きまして、そうしてわれわれが考えております基本方針に照らして、この際この炉を入れるがよろしいとか、あるいは核燃料物質の精製を行うのがよろしいとか、これだけの能力を持たしめるのが適当であるとかいうふうな判断を下す必要に迫られるわけでありまして、そのでありますから、その判断は今申しました長期的、計画的な観点から下すと同時に、また専門技術的な知識に基いた判断がなされなければならないと思ひます。そういう専門技術的な知識は、とうてい今の五人の委員だけではきわめて不足でありまして、またこれが十人になったところで、なかなか十分な知識を集めることはできないと思ひます。やはり広く専門の専門家組織化しまして、その専門委員会というふうなもので十分な検討を経たその知識に基いて判断をする必要があると思ひます。それで、その意味におきましては、原子力委員会をもう少し強化する必要があると思ひますが、その強化の方向といたしましては、私の考えておりますところでは、専門委員会が今三十人にたしか限定されておると思ひますが、三十人をもう少しローテーションをして、運営していけばいいようにも思ひますけれども、しかし、それでは非常に窮屈になるのでありますから、この専門委員はもっと拡充することが望ましい、こういうふうに考えております。それからもう一つの、これは委員会にとりましてもっと直接的な問題となるかと思ひますが、今までのところ

では、委員会は原子力局を事務局として使つて、資料を収集し、調査を進め、企画をせしめるというふうになつておりますが、しかし私たちが委員の手にては、直接の調査官もなければ、事務官もないというふうな形でありまして、私たちもや不便を感じておりました。しかし、幸いにも今年度になりましてからは、調査官も二名ですか、つけていただくことになりましたし、また事務的な補佐官も四名ですか、つけていただくことになりました。これでだいぶ私たちの仕事がかどつていくというふうな態勢が整つてきたように思ひます。ですから私たちは今年の予算によつて措置されました人員を手足にいたしまして、それから原子力局の方々の援助を十分に求めまして、先ほど申しました長期的な開発計画の方針を作成するつもりであります。今までもそういう長期計画は一応できておりますけれども、まだ何分にもそれに時局的な系列と申しましようか、タイムリングが入つていないのであります。原子力の開発ということがいよいよ具体的な形で問題になってきました今日におきましては、この長期計画も、タイムリングを入れた長期計画を作らなければ、あまり意味がない。別の言葉で申しますならば、われわれの前に現われてくるこの重大な問題につきましても、一々これに判断を下していくのには、不十分な方針であるということになつて参りました。それですから、今年はずつと始めておりますけれども、一昨日お話し上げましたように、この長期計画にタイムリングを入れて、大体昭和四十年から四十五年の期間に

は、わが国の技術を土台にして、原子炉による発電が行われるような態勢に持つていく。その間の十年ないし十五年の間のタイムリングをどういうふうに取り入れていくか、このことにつきまして、鋭意研究するつもりであります。○閣員 ところで、ただ私も寡聞ではあります、多少諸外国の事例等を調べてみますと、アメリカの原子力委員会は、渉外的に国務長官の権限も持つておる。国内的には行政権を一切掌しておる。しかも予算の編成権まで持つておる。非常に大きなものを持つております。もちろんこれは国家の防衛、国の安全保障という大きな建前を掲げておられますので、さもありなと思ひますが、しかし、原子力の平和利用を掲げておる、たとえインドのごときでも、先般のインドの組閣のときには、ネル首相がみずから原子力相を兼ねて、専任の原子力相を総理みずから買つて出ている。あるいは英国内の場合でも、それぞれノーベル賞級の専門学者も動員しながら、しかも最終的な決定権はやはり首相相が持つというふうな形で、非常に大きなウェイトを置いて取扱ひをしておるという事例を見ても、私どもも原子力というものが特に、核融合反応ということになれば、いわば太陽のエネルギーを人間の手に創造できるという段階になつたわけですから、これは蒸気機関の発明以上に大きな経済構造の改革を示唆しておるものではないかと思ひます。世界観的に見たつて、ほんとうに実験物理学者が自分たちの研究室で、物質が生

成発展するエネルギーだという認識に到達したということは、おそらく唯物論的な世界観にも大きな修正を要求するといふような、大きな歴史的意義を持つておると思ひます。核実験等をめぐつて、一九五四年のビキニ時代から見れば、一段と実用段階に入つた水爆実験の競合というものが、軍に戦争か平和かというよりも、繁栄か人類の滅亡かといふやうな、やはり非常に深刻な様相を呈しておると思ひます。そういう原子力時代に対応する認識を、やはりこの際はつきりと持つてかかるということ、おそらくこれからの各国の経済的な計画にしても、施策にしても、あるいははもろろん外交分野においても、原子力問題というものがだんだん中軸になつていくといふやうな、非常に大きな歴史的な転換を示唆しておると思ひます。そういうやうな大きな意義を原子力問題に見出すという立場から考えますと、なるほど原子力委員会も、現在は、御指摘のやうに、二名の調査官、四名の補佐官程度のものがつかれました。そして委員会設置法によれば、原子力行政方般について調査し、企画し、決定するという権限が与えられておるのです。ところが、事実上それではこの決定が行政府によつて正しく尊重されておるかどうかといふことになると、先般も予算委員会で大蔵大臣あたりの意見を聞けば、実用動力がなんともはうもない話で、国の金でそんなものは出せつこない、実験段階のものしか出せないといふやうなことを言つておられる。従つて、それでは民間に譲られるという結果に相ならうかと思ひます。

が、そういうような形でいくと、この原子力というものの持つ大きな歴史的意義と申しまうか、われわれの立場からは、やはりこういう人類の英知というものは、全国民、全人類の福祉、文明の発展に役立たしめるべきだという考え方があり、非常にゆがめられた形に持つていかれるのじやないかという懸念を実は持つわけです。この法案だけを取り出すと、なるほど、どれもこれもごもつともなことなんです、さてこれを実施面に移して運営するという段階になってくると、原子力委員会というものが、単に下だけ強化していいのかどうかという点に、私はかなり疑義を持つわけですが、各国の事例も今申し上げましたような形で、西ドイツに於いて、あつてシエララオネは国内での大物でありましたが、これが原子力相を兼任しておるというようにあるようです。やはり原子力委員会というものが企画し、調査するに、今、御指摘のように、この方面における専門的な主権も必要でしようし、問題がきわめて渉外的な分野にわたつておきますので、そういう国際的な原子力問題の動きについての認識と、また原子力外交というふうなものに関する主権と、同時にまた先生のような、日本の国の今後の経済の上において、原子力の平和利用をどういうふうにあつていくかという計画を立てるいろいろな仕事、これからは錯綜してくるわけですから、さても、これを企画され、そこで委員会が十分に議を練つて結論を出されるとしても、この決定された結論が行政府を動かす得るかという、ここにま

ず一つの問題があるのじやないかと私は思ふのです。これは数年前先生と、私も末席に連なつておりました社会保険制度審議会も勧告をしたことがありますが、あの当時、年金の整理統合に関する勧告は、制度審議会としてまことに碎身粉骨の作なんです、ところがこれが全然顧みられないどころか、かつて地方団体の職員の恩給制が別途に立法化されていくというよりなコースさへ出てきた。こういう事例は當てないかも知れませんが、えてして、こうした諸閣僚的な委員会の決定、勧告が行政府によって尊重されるという道義的な規定はあるが、事実これが行政府を動かさず、施策に十分に反映するというのが遺憾ながら私は日本に乏しいと思ふ。アメリカでマッキニーが勧告をする。去年一月三十一日にあのマッキニーの勧告が出る、二月二十二日にはアイゼンハワー大統領は四万キロの機密資料の放出を声明する。同時に原子力委員会は、アメリカのビッグ・メーカーにどんなことまでもの機密資料を制限資料として接近を許すというのです。やはりあの七人委員会の勧告が行政の上には非常に反映される。ところがどうも日本の勧告は、せつかく有能な方々いろいろな御意見を出していただいて、行政府としても、それを尊重して、それを実施させていくという熱意がまだ十分ないという感じが私はあると思ふ。ここに原子力委員会というものの強化の一つのポイントがあるのではない、こう思ふのですが、こ

れました法的な根拠に基づきますと、原子力委員会が決定したものは、総理大臣がこれを尊重しなければならぬ、こういうふうになつております。普通審議会の場合におきましても、政府が審議した場合には、その審議会の答申が出されたならば、この答申が尊重されることを望ましいことだと私も思ふ。特に原子力の問題になりましては、先ほども申しましたように、これが長期の見通しのものと計画的に開発されなければならぬ。そういう観点から、原子力委員会ではいろいろな問題について決定を行うわけですから、この決定は総理大臣が尊重しなければならぬというふうに法律に書かれてあります通りに、尊重していただきたい。これは衷心からこいねがうところでございます。ただ私の一つの疑問点としておりますのは、何分にも原子力委員会は学識経験者が集まつて委員会を構成しております、それで物事が決定されるわけですから、その決定は、いわばどんなインテレストにもとらわれないで、ほんとうに日本の国の将来から見まして、原子力をどういう形で開発していくのが最もいい方法であるという見地での決定が下されることになり

ます。しかし、内閣がその原子力委員会の決定通りに内閣の方針を決定していくことができればことに幸ひであります。場合によりましては、これはまれな場合かと思ひますけれども、原子力委員会の決定は決定いたしましたとしても、内閣の立場から申しますと、たとえば、対外的な外交方針の点とか、産業開発の点とか、あるいは予算とか

いうような点から考へてみますと、なほ原子力委員会の決定もつともだけれども、今のところ、たとへば予算上とはいへない。お金を十分つけて出したいけれども、ほかとの関係もあつて、要求通りには出せないのだ、こ

ういうふうな場合も起つてくると思ふのです。そういうふうな、内閣の判断と委員会の判断とが食い違ふ場合が実は起つてくると思ひます。私は、これは適當に調整をしなければならぬと思ひます。と申しますのは、内閣の判断に上回るような委員会の判断があるというところであります。内閣は国民に対して行政上の責任を持つておる、ところが、委員会が少くとも直接には責任を持つておるとは言えないので、責任の衝に當る内閣が、国民に対して全面的な責任を帯びて行政をなさつてゐるのでありますから、直接責任を持たない委員会の決定が、常に内閣を拘束するということになりますと、そこに責任体制上の問題が出てくるのではなからうかと思ひます。政治の今日におきましては、その内閣は一つの政党の立場から最善と信ずるところの行政をとり行つておるわけであり、これに対して、委員会の方

は、今申しましたように、政党ではない、どんな政党の意見をも代表しておるのではない、またどんな社会の層のインテレストをも代表しておるものではなくて、純客観的に、純科学的に、そういう立場から長期計画的な判断を下してゐるわけですから、その判断が食い違ふことはまだだと思ひますけれども、食い違ふような場合も出てくるわけであり、で、政党

政治の立場、すなわち国民に対して、時の内閣に立つていられる政府が国民に対して全責任を帯びた行政を執行されるという建前におきましては、内閣の判断と委員会との判断がうまく合わない、つまり別の言葉で申しますと、原子力委員会の判断をもつとんだとしても、その通りには行い得ないというふうな場合も出てくるかと思ひます。ですから、この場合には、おそらく先般そういう事例として起りましたのは、日本原子力研究所の敷地の場所をどうするかという問題について起つたように、あの場合には国防上の見地をわれわれは全然考へていなかったのですが、内閣といたしましては国防上の見地も考へなくてはならぬというわけ

で、もう一ぺん敷地については原子力委員会が再考する余地がなからうかというのが内閣からの申し出でありました。で、私たちがそこでもう一ぺん審議を重ねて、今度は東海村というふうに敷地の決定のしかえと申しますが、決定をしかえたわけであり、そういうふうな問題が起つてくると思ひます。しかし、これは今日の政党政治の立場から申しまして、当然起る問題でなからうかと思ひます。これも私は日本の原子力の開発が、まだ何と申しましても研究の段階である、この研究がずつと進んで参りまして、広くその研究の結果が、民間といひますか、経済界でどんなに利用されるというふうな時期に臨みましたならば、むしろ内閣に原子力省とか原子力大臣とかいうふうな、その方面の原子力開発についての担当の責任者が設けられま

す。その責任のもとにおいて開発するのがよろしい、こ

ういうふう

ういうふう

政治の立場、すなわち国民に対して、時の内閣に立つていられる政府が国民に対して全責任を帯びた行政を執行されるという建前におきましては、内閣の判断と委員会との判断がうまく合わない、つまり別の言葉で申しますと、原子力委員会の判断をもつとんだとしても、その通りには行い得ないというふうな場合も出てくるかと思ひます。ですから、この場合には、おそらく先般そういう事例として起りましたのは、日本原子力研究所の敷地の場所をどうするかという問題について起つたように、あの場合には国防上の見地をわれわれは全然考へていなかったのですが、内閣といたしましては国防上の見地も考へなくてはならぬというわけ

で、もう一ぺん敷地については原子力委員会が再考する余地がなからうかというのが内閣からの申し出でありました。で、私たちがそこでもう一ぺん審議を重ねて、今度は東海村というふうに敷地の決定のしかえと申しますが、決定をしかえたわけであり、そういうふうな問題が起つてくると思ひます。しかし、これは今日の政党政治の立場から申しまして、当然起る問題でなからうかと思ひます。これも私は日本の原子力の開発が、まだ何と申しましても研究の段階である、この研究がずつと進んで参りまして、広くその研究の結果が、民間といひますか、経済界でどんなに利用されるというふうな時期に臨みましたならば、むしろ内閣に原子力省とか原子力大臣とかいうふうな、その方面の原子力開発についての担当の責任者が設けられま

す。その責任のもとにおいて開発するのがよろしい、こ

ういうふう

ういうふう

ういうふう

政治の立場、すなわち国民に対して、時の内閣に立つていられる政府が国民に対して全責任を帯びた行政を執行されるという建前におきましては、内閣の判断と委員会との判断がうまく合わない、つまり別の言葉で申しますと、原子力委員会の判断をもつとんだとしても、その通りには行い得ないというふうな場合も出てくるかと思ひます。ですから、この場合には、おそらく先般そういう事例として起りましたのは、日本原子力研究所の敷地の場所をどうするかという問題について起つたように、あの場合には国防上の見地をわれわれは全然考へていなかったのですが、内閣といたしましては国防上の見地も考へなくてはならぬというわけ

で、もう一ぺん敷地については原子力委員会が再考する余地がなからうかというのが内閣からの申し出でありました。で、私たちがそこでもう一ぺん審議を重ねて、今度は東海村というふうに敷地の決定のしかえと申しますが、決定をしかえたわけであり、そういうふうな問題が起つてくると思ひます。しかし、これは今日の政党政治の立場から申しまして、当然起る問題でなからうかと思ひます。これも私は日本の原子力の開発が、まだ何と申しましても研究の段階である、この研究がずつと進んで参りまして、広くその研究の結果が、民間といひますか、経済界でどんなに利用されるというふうな時期に臨みましたならば、むしろ内閣に原子力省とか原子力大臣とかいうふうな、その方面の原子力開発についての担当の責任者が設けられま

す。その責任のもとにおいて開発するのがよろしい、こ

ういうふう

ういうふう

ういうふう

政治の立場、すなわち国民に対して、時の内閣に立つていられる政府が国民に対して全責任を帯びた行政を執行されるという建前におきましては、内閣の判断と委員会との判断がうまく合わない、つまり別の言葉で申しますと、原子力委員会の判断をもつとんだとしても、その通りには行い得ないというふうな場合も出てくるかと思ひます。ですから、この場合には、おそらく先般そういう事例として起りましたのは、日本原子力研究所の敷地の場所をどうするかという問題について起つたように、あの場合には国防上の見地をわれわれは全然考へていなかったのですが、内閣といたしましては国防上の見地も考へなくてはならぬというわけ

で、もう一ぺん敷地については原子力委員会が再考する余地がなからうかというのが内閣からの申し出でありました。で、私たちがそこでもう一ぺん審議を重ねて、今度は東海村というふうに敷地の決定のしかえと申しますが、決定をしかえたわけであり、そういうふうな問題が起つてくると思ひます。しかし、これは今日の政党政治の立場から申しまして、当然起る問題でなからうかと思ひます。これも私は日本の原子力の開発が、まだ何と申しましても研究の段階である、この研究がずつと進んで参りまして、広くその研究の結果が、民間といひますか、経済界でどんなに利用されるというふうな時期に臨みましたならば、むしろ内閣に原子力省とか原子力大臣とかいうふうな、その方面の原子力開発についての担当の責任者が設けられま

す。その責任のもとにおいて開発するのがよろしい、こ

ういうふう

ういうふう

ういうふう

です。しかし、今のまだ研究を主とする段階におきましては、やはり何ものにもとらわれない客観的な立場から、長期計画的な方針を立てて、開発研究を進めていくということが最もいいことだと思ひます。その結果として今申しましたように、内閣の判断と委員会との判断に食い違いが起るというふうなこともまれには起り得るわけでありますが、そのときにはやはり内閣の方におきまして、また委員会の方におきまして、十分それぞれの立場を考慮することによつて調整をはかつていく、これがやはり民主的な運営だ、こういうふうには私は考へておる次第であります。お答えになるかどうかかわかりませんが……

○岡委員 御趣旨は私もよくわかるのであります。将来この問題がいよいよ重大性を帯び、また具体化するにつれて、やはり各閣の下に原子力相あるいは原子力省を設けるとかいうふうなところまで行き得る可能性の十分あり得る問題だと思ひますが、まあそこまで行かないにしても、たださつきも申し上げましたように、ともすればこの意見、決定、勧告というふうなものが行政組織によつて重用されないというふうなことがある。東海村、武山のことは差しおきまして、たとえば二月九日に原子力委員会のアメリカとの間に、あるいはイギリスとの間に、一般協定の交渉に入ろうというふうな御決定が漏れておる。そうすると、今度は研究協定の細目協定の改訂で、現地で大わらわの諸君は非常にショックを受け、改訂そのものに非常な難航を生じたというふうな事例がある。そうかと思へば、また英、米、カナダあるいは共産圏と

の動力協定等の問題について考慮するといふ委員会を代表する委員長の言明がある。閣議の了解事項だといふところがすくしばらくしたといふことがあつた。あるいはまた大蔵大臣も、先ほど申しましたように、実験段階までならば政府としてはこれに支出をしてもよいだろうが、政府はそれ以上は現在の財政規模では許されない、そういうふうなことが次々と重なつてくると、一体原子力委員会がその無責任な決定をされたのではといふことで、国民としてもやはり原子力委員会を批判してくるかも知れません。これは初めが大事でありまして、原子力委員会としては、責任の持てる決定をする。同時に政府もまた原子力委員会の決定には責任を分つという誠意を持たなくてはならぬ。こういうふうな運営に持つていくには、今の原子力委員会は、たとえば外交上の問題であれば委員会の席上に外務大臣に来てもらひ、担当者に来てもらつて、どうだといふことで話をし、前に発表したこととがあとで取り消されるとかといふことのないように、金のかかる問題であれば、相当巨額なものであれば、やはり財務当局者に来てもらつて話をし、そこで話し合いの結果として、やはり計画といえども可能性といふことが大きな仕事でありますから、そういうふうには大蔵大臣なり外務大臣なり、国防会議なんか、あつて国務大臣がずらつと並んでおられますが、顔は並べないでも、委員会の権限でもつて、せめて委員会の席上へ呼んで話をする。そして、そういう外交的な面あるいは財務責任者等の意向等を十分くんで、それらを十分に重要な参考として委員会としての決定を下す、そういうふうなところまで

委員会の決定を下す、そういうふうなところまで委員会としての権限が高められなければならないのではないかと思ひます。その点はいかがですか。

○有澤説明員 今、御指摘にありましたように、むしろ私たちが客観的に判断を下すと思ひますが、その判断を下す前には、外交問題に關する問題につきましては外務当局の御意見も十分参酌する。また私たちの考え方もお話し申し上げる。大蔵省の關係につきましても同様だと思ひます。それは今までもやつていなかったわけではないのですが、その点において多少不十分であつたといふことは言えるかと思ひます。たとえば、参事会なら参事会といふふうなものにおきまして、現在の参事会には財界の方、学界の方はいらつしやいますけれども、官庁の方は委員になつていらつしやいませんので、そういう点から申しますと不十分な点があるといふことは言えるかと思ひます。また委員会といつたにしても、個々の問題につきましては、大蔵省の局長の方に來ていただいて私たちの意見も申し上げるし、また外務省の立場からの御意見も十分伺つて、その上で私たちがどこにもとらわれないような判断を下してきたわけですから、それから、それが今まで連絡が不十分な点がなかったかと言われまふと、むしろ私はあつた、こう申し上げなければならぬと思ひます。この点は今後十分私たちが意識しておりますから、そういう点に気を配つて今後運営をしていきたい、こういうふうには考へております。

○岡委員 それから、さつき専門委員のお話が出ましたが、これは私から申し上げるまでもなく、先生よく御存じだと思ひます。資源調査会なんかでも研究しております。この専門委員に活用されております。この専門委員についてはちやんと施行令にあるわけですから、この専門委員をもう少し財政的にも考へて活用したらどうか。しかも日本の科学水準は相當に高いと思ひますが、この専門委員の諸君を、この方面のこれから開拓しようとする新しい分野でフルに動いていただくように運用するといふ点が少し足りないのじやないかと私は思ひますが、具体的にどうしたらよいかわかりませんが、これについて、佐々木さんから何か御意見はありませんか。

○佐々木政府委員 ただいままでの専門委員のやり方でありましたが、現在は大體三つの部会に分れておりまして、動力關係、放射線關係、材料關係等いろいろに分れて審議されておりますが、もう一つ、特にゴールドホール型の原子力の研究がございまして、地盤対策委員会というふうなものにおいても地震の問題を研究いたしております。ただいまのところでは、あるいは緊急のものはない程度かと思ひますが、しかし先ほど来有澤委員からお話がありましたように、今後この法案が通りまして、委員の意見を聞いた上で行政的に処分するといふことが非常に多くなつてくるだろうと思ひますので、できれば専門委員をふやしまして、そうして各界の人々の意見を十分に徴し得るような方法を考へていただくに定まつておきますので、必要に応じては政令を改正いたしまして、そうしてもう少し拡大した意味の専門委員を作るといふようなことについて

員会を作るといふようなことについて研究中であります。

○岡委員 それから、この二名の調査官、四名の補佐官という程度のスタッフでは足りないのじやないかと思ひます。ほんとうならば、原子力局が事務局になつてもよいと思ひます。しかしそれは、原子力局を動かしてしまふと科学技術庁がもぬけのからになつて困るといふようなところに悩みがあるのですが、それは相當強化すべきだと思ひますが、具体的に先生の方で何か御方針がございませうか。あるいは原子力局長からも運営の経験からどうすべきかといふことについて、お伺ひしたいた。

○有澤説明員 専門委員会につきましては、今、局長のお話にもありましたが、三十三人の定員になつておりまして、従つて、問題が出たときには、十人から十人の委員を選んで問題を検討してもらひまして、一応それの結論が出ましたならば解任するといふことになつており、そうしていつも委員の席をあけておきまして、必要があればまた新しい委員を任命して参るといふように、ぐるぐる回して専門委員を使つておるわけでありまして、ところが今後この法案が通るといふことになりまふと、原子力局なら原子力局について、常置的な専門委員があつた方がよいといふふうには考へます。常置的といふのは、何も常勤というわけではないのですが、専門委員として、たとえば大学の何々教授をこの問題に關する専門委員として常にその方面の研究をやつてもらひ、こういうふうには常任委員の制度を作つていただきたいといふことが、常任委員について一つの私の意

ては、原則としては、ここに書いてありますように、製錬、加工、再処理——再処理は燃料公社そのものでやつていくわけでございますけれども、原子炉に関しては、実験の段階におきましては、日本原子力研究所を中心にして、日本建前でこの案ができておりまして、それ以外は指定または許可という態勢をとっております。その許可、指定

に際しましては、ただいま申しました日本原子力研究所並びに燃料公社以外の社のものを許可する、あるいは指定するという段になるわけでありますけれども、その点は、先ほど申しましたように、行政府だけでそれをきめるのじやなしに、あるいはこれに書いてあります指定の基準あるいは許可の基準そのものだけで許可するのでなしに、あくまでも計画的に問題を遂行するという意味から、特に原子力委員会の意見を聞くという項を付しまして、そして指定あるいは許可をいたしたいというふうになってございますので、決して私企業であるからこれは自由だ、あるいは公社制度がよろしいからそれでやらすといったようなことは、この法案には何ら予言いたしてないのであります。企業のいかんを問わず、最もこういう計画的な遂行に適合するようなものでありますならば、委員会ですら十分御審議いただいて、許可あるいは指定をするというふうにいたしたいと考えております。

○岡委員　だから僕はそこをお聞きしているのです。結局、公社形態にするか、自由に民間の資本にまかすかということは、これは党と党の立場ですからこの際申しませんけれども、しかし、いずれにしても、この法律案では、企業

形態については何ら拘束がないわけでは、この間もグッドマンが来る、ニコルズが来る、ヒントンが来る、今度また大挙してアメリカのお歴々が来るでしょう。そういう格好で接触が重なって、この法案がやがて発効するといふときに、僕は当然話し合いが起つてくると思ふのです。そういう場合に、民間の社長会議の決定のような形で話し合いが進められて、アメリカの如く五つくらいはのタイプがあらまう、そのうちのどのタイプを選ぶかといふことは、原子力開発計画と不可分の問題です。ところが商社の方では、この原子力長期開発計画と無関係に、おそろく利益採算で選ぶでしょう。その場合、原子力委員会が計画に合致するかどうかという判断を下すわけですが、合致しないという判断を下しても、許可しないというに實際なるかどうか、その力関係が私は非常に心配なんです、そういう点どうでしょう。

○有澤説明員 岡さんの御心配は大へん重大な点をつかれておると思ふますが、ただ、この法律案によりまして、たとえば原子力炉の設置につきましては、日本原子力研究所以外の者が原子力炉を設置しようとする者は、総理大臣の許可を受けなければならぬ、そして許可を受けようとする者は、申請書を出さなければならぬ、総理大臣がこの申請に基づいて許可をしようとする場合には、許可の基準というものがあつて、その基準の第一は平和利用です、第二には「その許可をするに際しては、原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。」これが第二十四条の第一項

第二号にあります。そしてこの第二項に、「前項各号に規定する基準の適用について」総理大臣は「あらかじめ原子力委員会の意見をきき、これを尊重しなければならない。」こういふふうになつておられます。私の考えでは、岡さんの御心配は、むしろこの法律がもしないときには、電力業者が——これはたとえばですが、電力業者が外資を導入したり何かしまして、これこれの炉を入れたり、入れるのだ、こういうことを言われても、これを阻止する法律上の根拠が何もない。もしこの法律があらえれば、総理大臣はその許可をするに当りまして、この基準から見てどうだろうかといふことを、この法律に従つて原子力委員会に意見を聞かなければならぬことになつて、われわれは、安全であるかどうかといふふうなこともむろん検討しますし、またその炉を運営する人が十分に技術的な能力があるかどうかといふことも審査検討するのですが、そのほかにこういう型の炉をこの段階に入れるのが、日本の原子力開発計画にとつて適当であるかどうかといふことを、十分吟味するわけですね。その結果、どうも適当でないという判定を下せば、われわれはそういう意見を具申することになるわけでありまして、おそろくこの場合には、政治的な責任の問題はあまりからんでこない問題だと思ふので、これは確信といふべきか、私は確信しておりますが、総理大臣はわれわれの意見を尊重していただければ、こういうふうな思ふのです。ですから、むしろこの規制法といふのは、なるべく早く法律とならないと、ぐずぐずしてあるうちに、だれかがこういふ炉を入

れたといふふうな事業を興すということになります、これがかりに日本の原子力開発という見地から見れば少し早過ぎるのか、まだそれはおもしろくないとかいふふうな考えはしても、これを阻止することができない、少くとも阻止し得る法律上の根拠がない。それは為替管理法とか、そういうもので押えることは事実的にはできるかも知れませんが、それは、少くとも堂々たる根拠に基いて、それはまだ早いとか、それは適当でないとかいふふうな法律上の根拠に基いた判定に従つて、これを阻止するといふことはかえつてできないのじゃないか、こういうふうな考えをしております。ですから、私がこの規制法をなるべく早く法律化しなければならぬと考へますのは、そういうふうな、もうだんだん原子力発電の情勢が何となく高まつてきた中で、この法律を早く作つて、ちゃんと行くべき道を示して、その道に従つた開発が秩序よく行われるように措置することが、この際最も必要だといふふうに実は考へておるのです。ですから岡さんの御心配は、この法律ができれば、委員会が先ほど来の弱体であるか弱体でないかという根本問題はそこに一つ残りますけれども、私は委員の一人として、最善の努力を尽すことによつて、比較的混乱のないように、原子力炉から原子力炉の設置、開発を進めていくことがかえつてできるのではないかと、こういうふうな考えをしております。

○岡委員 一昨日も申し上げましたように、いろいろ学界方面の意見、また電力業界の意見は、対立と申しましたら、かなり食い違ひがあるわけですね。これをどう調整しながら日本のエネルギー問題を解決しつつ、しかも原子力の将来を見通した開発を計画的に進めていくかといふ、原子力委員会としては非常にむずかしい立場におられるわけですね。武山問題が先ほどお話し出されたが、あれなんかも、水陸両用部隊の演習用の基地として必要であるといふような示唆が相手国からあれば、国防上の理由といふことで、原子炉の敷地が東海村に置きかえられる、これは私はかなりのウェイトを持つと思ふのです。日本の九電力会社がタイアップして、これでやらなければならぬ、一方の方が高いからといふことで、それはやはり国民生活に大きな影響を持つものだから、そういうことになる、どちらに頭を振るかという政府の頭の振り方、先生のおっしゃるこの法律は私も読んでおるのですが、果して原子力委員会の所期せられる総合的な、計画的な開発の方向に政府が頭を振つてくればよいのですけれども、振つてくれないければこれは大へんな危険があるわけですね。そこを、先生はそうならたら原子力委員をやめるといふような約束をしていただけませんか。

○有澤説明員 それはむろんのことでございます、私も、原子力委員として、原子力開発と日本国の将来という問題を十分に考へて判断を下しておるつもりです。ですから、その根本の点において、私なら私の意見が、あるいは委員会の意見がいられないといふふうな場合が起れば、それはそれ以上の責任はとれない、こう私は考へております。ですから、武山の問題のときには、大きな実験動力炉でも入れるような場合には、どうしても東海村でなければならぬといふような工合に、敷地としては予定されておつたわけですね。ですから責任がとれないような大きな根本的な問題であるとはわれわれも判断はしなかつたのです。ですから、ああいうような調整ができるような判断を下したわけですね。しかし、むろんわれわれの信念からいって、そういうことをやるのでは、もう日本の原子力開発はめちゃくちゃになるのだといふことで、かりにそういうふうなことになるならば、それはもう私としては責任はとれない、こう申し上げるより仕方がないと思ふのです。

○岡委員 大臣が一時半からお見えのようでありまして、それまで保留したいと思ひます。

○廣藤委員 法律の条項に基いて御質問を申し上げます。過日、御質問申し上げました遠鉄と製錬の関係による主務大臣共管の問題は、原子力局から答弁書が参りまして、それを拝読いたしました結果、共管またやむを得ずという結論に達しましたので、それは了承いたします。逐条的に私の了解がいたるところを御質問申し上げますから、簡潔に御答弁をお願いいたします。

第三号で「製錬の事業を行おうとするもの」ということになつておりますが、「製錬の事業」といふと、ある一つの形態をとらえて、採算的に検討を加えていくのが事業だと思ひますが、製錬を行う場合の中間工業試験的な場合ですね。これの取締りは一体どうでありますか。

○佐々木政府委員 ただいまの段階では、この事業を行ふもの云々に關しまして、その内容を政令で定めることになつておりますが、これを事業の単位

にするか、あるいは工場別にするか等
の問題があるかと思ひます。もう一
つのたゞいまの中間試験等はどうか
の、これもこの法の適用を受けるか
受けないかという問題であります
たゞいまの段階では、中間試験に
ましては、国の補助等をいたしまし
て、そして中間試験までいく前期の
段階、中間試験まではいかない試験
程度でございまして、今後、中間試験
という事になりますと、やはりはつ
きりしたいわゆる小規模でも工場形
を備えるものでありますれば、この法
の適用を受けるものというふうに解
していきたくて考えております。

○齋藤委員 私の上申するのは、政
令で定める場合に、他日事業を目的
としておるものが、まだ事業の開始を
する段階にまで一切の準備が整わな
い、試験研究をやらなければいかぬ、中
間工業試験もやらなければいかぬ、と
いうものを、この政令の中に入れて取
り締めるかどうかということですが、

○佐々木政府委員 公社でたゞいま考
えておりますあゝい形態の何億とい
うような金のかかるようないわゆる中
間試験工場は、この対象にならうかと
思ひますが、たゞいまお話のありまし
たような、そうでなくともつと前の、
いわばほんとうのその事業に伴う研究
所というふうな程度で研究なさるので
あれば、この法案の適用外というふう
に考へてよろしいのじやなからうかと
たゞいまのところでは考へております。

○齋藤委員 もう一つ、第三条で「原
子燃料公社以外」ということになつ
ておりますが、もちろん原子燃料公社
は原子燃料公社に関する法律によつて
指定を受ける必要はないと思ひのであ

ります。この製錬の事業は、通産大
臣との共管になっておる。そうする
と、原子燃料公社と通産大臣の關係は
一体どうなるのですか。

○佐々木政府委員 たゞいまのところ
は、原子燃料公社は内閣総理大臣の専
管と申しますか、監督下にあるわけ
でございまして、直接因果關係はないわ
けでございまして。

○齋藤委員 そうすると、原子燃料公
社は内閣総理大臣の専管であるから、
製錬を行う場合も、通産大臣の關係と
いうものはないということになるので
すか。

○佐々木政府委員 この第十一条、第
十二条のこの前に問題になりました点
だけは共管になりますけれども、それ
以外の点に關しましては、先ほど申し
上げた通りでございまして。

○齋藤委員 第十一条、第十二条と申
しますと、そうするとこれによりまし
と、やはり製錬に關してだけは通産大
臣の共管の範圍に入ることになる
わけですか。

○佐々木政府委員 第十一条、第十二
条に共同省令で出す記録の問題ある
いは保安規定の問題に關してのみ共管
の思想が出て参りまして、燃料公社
の自體に對する監督とか、それ以外
は、全部総理大臣が直接監督をする
という建前でございまして。

○齋藤委員 まあそれはそれとして承
わつておきます。

それから、第四条であります。こ
の第四条によりまして、通産大臣と内
閣総理大臣が共管にして、一、二、三
の各号に對するところの權限を持つて
おるわけでありまして。その事業を適
に遂行するに足る技術的能力及び經理

的基礎がある、こういう問題に對しま
して内閣総理大臣及び通産大臣との共
管という場合に、内閣総理大臣も通商
産業大臣もおの法の法的根據を持つて
この資格を認めるということになると
思ひますが、この点は一体どうい
うふうにしておやりになるのか。指定の
重複を認めるのか。

○佐々木政府委員 實際の運営に當り
ましては、たゞいま私の考へておりま
すのでは、科学技術庁の原子力局並び
に通産省の鉱山局などで十分両方の資
料を突き合せて、そしていろいろな
確な資料を整へまして、第二項にあり
ますように原子力委員会にそれを持ち
込んで、それでどういふことになつて
おりますが、いかが判断して下さいま
すかというところでその意見を聞きまし
て、そして両省で許可をするという
ふうなのが實際の運営上のやり方だ、
こういふふうに考へております。

○齋藤委員 たとえば、「その事業を
適確に遂行するに足る技術的能力及
び經理的基礎があること。」それから
「製錬施設の位置、構造及び設備が核
原料物質又は核燃料物質による災害の
防止上支障がないものであること。」
こういふことになりまして、資格の判
定というものを一体どこに置くか。た
とえて申しますと、放射線障害防止法
では、國家試験をもつて、障害防止を
取り締まる者の資格を与えておるが、こ
れは、技術的能力とか、それから災害
の防止上支障がないものであることと
いうようなものを制定するの、一体
どういふ基準を与えて実行されるの
あるか、これを一つ承わりたいと思ひ
ます。

○佐々木政府委員 いわゆる物自體を
中心にいたしましたアイソトープの取
締りのような取締り方法じゃなくて、
これはもつと強い規制方法をとつてお
るわけでございます。と申します意味
は、事業そのものをひつくるめて、そ
してこれを監督するという立場に立つ
ておりますから、当然その許可を与え
ます際には、この申請書に十分そうい
うものを織り込んだ申請をさせます。
そして、この申請書でなお十分な際
には、さらにこの指定基準に照しまし
て、これは政令等で詳しく書くわけ
ですが、資料の提出を求めまして、そ
して、さらに許可を与える際には、政府
として許可に条件を付することができ
るようになつておりますので、いろい
ろな条件を付するつもりでございま
す。そういたしますので、いわゆる画
一的な基準というよりは、もう少し
ケース、ケースによつて判断のできる
ような深みを持つた取締りの仕方をし
たいというものが、この趣旨でござい
ます。もちろんある程度の基準とい
うものは、この三つの事項にそれぞれ包
括的な基準事項はございしますが、しか
し、そのみをもつては不十分でござ
いますので、たゞいま申しましたよう
に、ケース、ケースによつて十分取締
りの方法を考へようというふうに考へ
ております。

○齋藤委員 政令で定めるとおつし
やいますけれども、第四条には別段一、
二、三の項目に對して、政令をもつて
定めるといふことは、それでたゞだ
「事業を適確に遂行するに足る技術
的能力及び經理的基礎」とかいふも
の、それから「災害の防止上支障がな
いもの」といふものを、一体どうして
判定をするかということなんです。政

令でやるとか、あるいは能力試験をや
るとか、あるいはある一定の災害防止
上の標準を規定するとか、そういうこ
とであるならば、われわれもわかるわ
けですけれども、そうすると、單にこ
れは内閣総理大臣と通産産業大臣の任
意判定に基いて、その能力、それから經
理、あるいは災害防止の基準をそのと
き、そのときに判定するということな
んですか、どうでございましょうか。

○佐々木政府委員 これは、たとえ
技術的能力及び經理的基礎というよう
なものを、普通行政的に処分する場合
には、必ずや技術的能力と申します
と、過去のその業者の経験とか、ある
いは持つてゐる技術的な水準、スタッ
フの内容とか、あるいは經理的基礎と
申しますれば、資本金あるいはその經
理内容といったようなものが、おもな事
項にならうかと思ひます。それ以外に
も、いろいろこれを審査する際の一般
通念と申しますか、行政上必要な事項
は多々あるわけでございますが、そう
いふものは當然、この基準に基いて審
査する際には資料を整へまして、そ
して委員会等でお考へになる場合の基
礎資料は整へるつもりでございまして。
なお、この災害の防止云々の問題に關
しましては、やはり災害が加重するよ
うな普通の保安規定のみでは、どうし
ても防げないということでありまし
れば、それに関しましてさらに条件を付
しまして、災害が発生しないように十
分取り締つて、十分であるという見通
しがついた上で許可をいたしたいとい
うふうに考へております。

○齋藤委員 この問題は、加工の場合
においても、それから原子能を取り扱
う場合においても、同じような場合が

出てくる。能力を有するか、あるいは災害防止上に支障はないかということ、は、製錬の場合は共管、それからその他のことは内閣総理大臣の専管において決定するということになっておる。しかもあらかじめ原子力委員の意見を聞くということになっている。もしここで原子力委員の意向を加えた政令によつて、大体の基準でもきめておくというのであったならば、こういう場合において、あらかじめ原子力委員の意見も聞くということができると思いますが、いろいろな場合が出てきた場合に、原子力委員が、こういう能力があるとか、あるいは災害防止上支障がないとかいうことに対して、あらかじめ意見を聞かれた場合に、一体意見を開陳せられるのにこの状態ではどういふか。私は何かこういふ一つの政令によつての基準がここで決定せられておる方がよいのではないか、こう思ふのです。そういうことに対して、原子力委員としてどうお考えになりますか。御意見を承りたいと思います。

○有澤説明員 私がこの条項を読みまして感じましたことは、これは一つ一つの個々の審査になると思ふのです。その事業の内容とか、規模とか場所とか、その方法、事業の方法といふ事、製錬の方法とかは、こういう事業となつて参りますと、非常に種々雑多な形になつて出てくると思ふのです。ですから、その個々について、ここにあげてある事項に關して審査しなければ、たとえば技術能力がどうかとか、経理的基礎があるのか、災害の防止上支障がないかといふことは、なかなか一般的な標準では判断ができてくれないかと思ふます。ですから、

ら、その点からいましては、やはり個々の、個別的な審査をする。こういうことは、たとえば製鉄事業なんかのときも、やはり個々一件々について審査が行われて許可されたと思ふのです。ですから、この製錬事業の場合も、炉の場合も、やはり一般論的な基準をここで特に設けたならば、かえつてそのために適当な処置が行ひにくいような形になりはしないか、こういうふうな感じをもつてこれを讀んだものであります。これでいよいよに実は考えたのです。

○佐々木政府委員 それから二の「技術的能力」とか「経理的基礎」とかいふたようなものは、ほかの法令を見ましても、政令で基準を定めるといふのは、なかなかむずかしい問題でありまして、たとえば技術的な能力と申しましても、創業以来何十年たつたとかいふのは何ら基準にならぬわけでありまして、やはり若くとも充実した会社であれば能力があると思ふべきであらう。という場合もあるかと思ふます。また、経理的な基礎にいたしましては、資本金が何億圓以上といふふうにして、みましても、資本金がなくとも内容の充実した会社もあるかと思ふます。ですから、こういうものを政令で基準を定めること自体が、認可の際に非常に苦しいという事態になるのじやなからうか。それから災害の防止の点に關しましては、これは技術的な面がたゞいまだと進歩している最中でございすので、そういう面も加味し、そして現状に一番合ふような方策をとるので、これも政令であらうかと思ひました。おきよりは、時代の進運に応じて行政

処分がとれるようにしておいた方が、かえつて現実的ではなからうかという趣旨でございす。

○廣藤委員 今の御答弁ですが、放射性物質、核燃料物質の製錬といふ新しい問題ですから、従来のとき企業体において大体の能力とか、災害防止といふもの、のめどついたものなら何も心配は要りません、私だつて判定はできると思ふ。しかし、これは新しく行われるところの製錬事業であり、災害防止ですから、たとへて申しますと、災害の防止上支障なしという問題を鑑山保安法に求めてみると、鑑山保安法ではちゃんと、保安技術職員を決定するの、国家試験をやつておるのです。従来の鑑山保安法ですら、保安のためにはその資格者に国家試験を行なつて、その資格を与えておるのに、新しくやるところの放射能物質の製錬及び災害防止といふものに対して、どうしてその資格を認定するかといいことになつておるのです。そういうことはできないと思ふのです。だから、ある一定の試験をして資格を与えるとか何とかいう基準がなければ、いかに有能な原子力委員各位におかれても、あらかじめ相談されても、どうにもなりはせぬと思ふのです。それではおれが一ぺんや人間を試験してみるとか、そういうことであるならばできるかもしれぬけれども、だからこういふことにおいて、鑑山保安法にもすでに保安技術職員といふものはちゃんと審査委員がおる。そういうものが工場を経営するのだといふことであるならば私はいいと思ふのだけれども、その点私は、あえて實際やれるなら一向支障はないけれども、これをやつて、今有澤委員のお話によると、これは讀んだ當時にそうお考えになつたといふのですが、個々別々にやるとなると、果して能力があるといつて申請した者が、一方では能力がないといふことにならないか、能力があるなしという判定はどこで決定していくのですか、最後には決定のし基準といふものがなければ、能力者だとか無能力者だとかいふことの判定はつかなくなつてしまふのではないかと、私はそう思ふのです。この点に対しては、いかがでございすか。

○佐々木政府委員 第四号の三号は、主として施設の位置的な面、あるいはその製錬所の設備、構造が災害防止上差しつかないかどうかといふ点が主でありまして、これはお話がありましたやうな実際の保安という面は十二条で規定いたしまして、総理府令、通産省令等でこれを定めて、また一般的に基準だけでなくて、それぞれの事業者がその省令に基いて保安規定を定めて、その認可を得るといふふうにしてございす。保安に關しましては、その前にも御議論がありましたやうに、鑑山保安法あるいは労働基準法等にございす。さらにこういう製錬事業、特にちりの吸収等から障害が起る率が多ければ、これに従つて鑑山保安法その他の政令を変えて、これに適合できるように監督をとつていきたいといふふうに考えておるのです。この点は十分取り締まれるのではなからうかといふふうに考えておるのでございす。

○廣藤委員 第十二条の総理府令及び通商産業省令で定めるところの保安規定といふものは、十分に定められるわけなのです。しかし、私の言つておるのには、技術的能力といふものは、いかに保安規定を政令で定めたつて、やるところの能力者といふものは一体どうしてきめるか。非常に私はたぐさんの製錬所なんかは日本にはできないと思ひますけれども、實際製錬所を設置して、製錬を行わんとするものが、どういふ人を雇つてきたならば一体指定を受けられるか。これは要をきつたやうなもので、何らの基準がないのだ。だから大学卒業生なら認めてくれるのか、試験を受けなければ認められないのか。いよいよ僕が製錬所を作ろうと思つたら、一体どうしたら能力を認めてくれるのか。これではさっぱりよくどこを指示するやうな、政令で定むるところによりとかなんとかいふもので、その資格といふものを決定すれば、それによつて何とかが判定できる、これは全部そういうことになつておるが、これはあとで質問しようと思ふのですけれども、加工の場合においても、原子炉を運転するところの人の能力を定める場合には試験するなどといったつて、一体試験官が日本におるかどうかといふことも疑問でありまして、この法案に対しては、そういう点で非常に運行上において幾多の懸念があるのではありませんか、しかし、そういうことにはこだわつておると法案の通過がおくれますから、そういうところはあと回しにいたしまして、どんどん進めて参ります。今の十二条に「保安規定」とありますが、この保安規定は、一体総理府令と通産省令と一本に

定といふものは、十分に定められるわけなのです。しかし、私の言つておるのには、技術的能力といふものは、いかに保安規定を政令で定めたつて、やるところの能力者といふものは一体どうしてきめるか。非常に私はたぐさんの製錬所なんかは日本にはできないと思ひますけれども、實際製錬所を設置して、製錬を行わんとするものが、どういふ人を雇つてきたならば一体指定を受けられるか。これは要をきつたやうなもので、何らの基準がないのだ。だから大学卒業生なら認めてくれるのか、試験を受けなければ認められないのか。いよいよ僕が製錬所を作ろうと思つたら、一体どうしたら能力を認めてくれるのか。これではさっぱりよくどこを指示するやうな、政令で定むるところによりとかなんとかいふもので、その資格といふものを決定すれば、それによつて何とかが判定できる、これは全部そういうことになつておるが、これはあとで質問しようと思ふのですけれども、加工の場合においても、原子炉を運転するところの人の能力を定める場合には試験するなどといったつて、一体試験官が日本におるかどうかといふことも疑問でありまして、この法案に対しては、そういう点で非常に運行上において幾多の懸念があるのではありませんか、しかし、そういうことにはこだわつておると法案の通過がおくれますから、そういうところはあと回しにいたしまして、どんどん進めて参ります。今の十二条に「保安規定」とありますが、この保安規定は、一体総理府令と通産省令と一本に

定といふものは、十分に定められるわけなのです。しかし、私の言つておるのには、技術的能力といふものは、いかに保安規定を政令で定めたつて、やるところの能力者といふものは一体どうしてきめるか。非常に私はたぐさんの製錬所なんかは日本にはできないと思ひますけれども、實際製錬所を設置して、製錬を行わんとするものが、どういふ人を雇つてきたならば一体指定を受けられるか。これは要をきつたやうなもので、何らの基準がないのだ。だから大学卒業生なら認めてくれるのか、試験を受けなければ認められないのか。いよいよ僕が製錬所を作ろうと思つたら、一体どうしたら能力を認めてくれるのか。これではさっぱりよくどこを指示するやうな、政令で定むるところによりとかなんとかいふもので、その資格といふものを決定すれば、それによつて何とかが判定できる、これは全部そういうことになつておるが、これはあとで質問しようと思ふのですけれども、加工の場合においても、原子炉を運転するところの人の能力を定める場合には試験するなどといったつて、一体試験官が日本におるかどうかといふことも疑問でありまして、この法案に対しては、そういう点で非常に運行上において幾多の懸念があるのではありませんか、しかし、そういうことにはこだわつておると法案の通過がおくれますから、そういうところはあと回しにいたしまして、どんどん進めて参ります。今の十二条に「保安規定」とありますが、この保安規定は、一体総理府令と通産省令と一本に

するのであります。二本にするのか。

○佐々木政府委員 一本で共同省令にいたしたいと考えます。

○齋藤委員 それでは一つそういうのは紛消を来たさないようにお願いしたいと思うのであります。

それから第十四条の「その許可をすることによつて加工の能力が著しく過大にならないこと。」というの、一体どういう意味ですか。

○佐々木政府委員 これは普通いわれております過剰設備にならないようにという意味でございます。事業者がある程度限定され、しかも技術が刻々進歩していくという時代に、いたずらに許可のみをとつて設備が過剰になり、あるいは技術の進歩におくれるというのでは意味がないのであります。それから、国の経済の運行上あるいは先ほど申しました計画的な利用という面から、なるべく必要にマッチした、しかも非常に新しい技術を取り入れるという点を考慮して、こういう条文を取り入れたわけでありまして。

○齋藤委員 それはどういう考え方を存じませんが、その許可をすることによつて、加工の能力が著しく過大にならないことという、これはあつてもいいし、なくてもいいと思うのです。反面的な考えからいいますと、能力があり自信のあるものは、あるいは行政庁から見ると、非常に過大であるがごとき施設をする人もあるかもしれない。しかし、そういうことがこの規制によつて圧縮された場合に、日本の原子力平和利用開発に対して、大きな支障を来たす場合が私にはあると思う。それはこういう規制を加える場合には、十分その

人の考えているところを参酌して行政庁の考えているところの加工の技術に対する認識というものは、非常に劣っている場合もある。こういうことを要求してくる人は、大きな力と技術をもつて要求してくる場合もあり、過去の技術をもつて、要求してきたところの技術を律したら、それはおかしいものができてしまふから、こんなものはよいものではないかと私は思うのだけれども、あなたの方で必要であるとするれば、これは認識の相違で、いたし方がないと思うのであります。それからこの二の資格者ですね。これも先ほどと同じ問題であります。それから、質問の重複は避けたい。

それから、二十四条の三の資格者、これも先ほどと大同小異であります。造船事業に對して「原子炉を船舶に設置する場合にあつては、その船舶を建造する造船事業者を含む。」という事になつておりますが、この造船事業者の「原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があること。」という事についての判定はどうするのですか。これはまあ原子炉に関することですが……

○佐々木政府委員 この規定を設けましたのは、いわゆる船を注文するのは船主でありまして、それを受けて建造するのが造船業者でございますが、船主の方のみ取り締つても、また許可を与えてもしょうがないわけでございます。そのので、両方含めて許可いたしたいというのがこの趣旨でございます。今の御質問の、その際、造船業者がその技術的能力がありやないやという問題に關しましては、やはり先ほど同じよう

造船業者が原子炉の建造等に関して十分な技術的能力をスタッフあるいは経験等からいたしまして持つてゐるかどうかという点を検査いたしまして、そうして許可いたすという考えでございます。

○齋藤委員 第二十七条の「その変更が総理府令で定める軽微なものであるときは、」というの、これは一体どういうことを考へてこういう字句を使われたのですか。

○佐々木政府委員 この二十七条は、工事の開始前に認可をする状況でございます。設計及び工事方法の具体的な内容、あるいは申請の手續といったようなものが主たる内容かと思つております。二項のその変更は「軽微なものであるときは、」という場合には、認可を受けましたのを変更する際でございます。で、ごく軽微なものはそのつど一々またこの認可を取り直さぬと実際の工事にいれぬということでは非常に支障を生じますので、工事方法の具体的な内容等で、むしろこれくらいのものであればその認可を受けぬでもよいという点は、総理府令で定める際に十分検討いたしまして、そうして範囲をはつきりきめたいというふうに考へております。

○齋藤委員 二十八条と二十九条にあります「内閣総理大臣の検査を受けること」ということになつて、この検査員というものは、一体どういう資格を持った人が検査をやるのですか。

○佐々木政府委員 この検査に關しましては、別に検査官という制度を考へたわけではないのであります。實際にいう面に経験の深い、たとえば私どもの方で申しますと、管理課等には、こういうエキスパートをそろえておりますので、そういうところで施設検査あるいは性能検査、これは試運転検査をしてから実際の正常運転をしたという意味で性能検査をやるわけでございます。それから、そういう検査を、技術的な面からやつていきたいというのが趣旨でございます。

○齋藤委員 それですから、「総理府令で定めるところにより、原子炉施設の工事について内閣総理大臣の検査を受けなければならない。」という、その総理府令で定めるとき、どの程度の資格のある人がその検査をやるのか。これは原子炉の設置に対する検査ですから、大体資格を定めなければならぬと思うのですが、第四十一条の原子炉主任技術者免状を持つておるような者が当るのですか。

○佐々木政府委員 この二十八条による総理府令というものは、そういう検査官の資格をきめるという総理府令ではなくて、工事の段階に、どのくらいのこと、何をどういうふうに行うに検査するかという、材料あるいは溶接等、そういうものの検査が主かと考へております。従いまして、もし科学技術庁で持つております技術のみをもつて不十分であるという際には、先ほど有澤委員から申されましたような専門委員その他の方々の御助力もいただきまして、そうして、この検査に誤りないようになつたかと思ひます。

○齋藤委員 第二十九条のごときは、「原子炉施設の性能について内閣総理大臣の検査を受け」というのでありますから、これは私は非常にむづかしい検査だと思ひます。そういうことに對しては、もう少し的確な、外部から考へても的確に浮び得るようなものであればいいと思ひますが、総理府令の内容によつてそれが決定するものとすれば、あえて私も何も申し上げませんけれども、こういう点に對しても一つ十分想を練つて、総理府令をもつて万全算なきを期していただきたいと思ひのであります。

それから四十一条の「科学技術庁長の行つた原子炉主任技術者試験に合格した者」、こういう者の試験を行うことになつておるのであります。が、一体こういう者の試験を行ひ得る試験官が日本におるのですか。

○佐々木政府委員 これは、齋藤先生の方がかえつてお詳しいかと思ひますが、やはりこれは現在日本に働いておられますその道の一番最高水準の方たちをこの試験官並びに試験問題等の委員等にいたしまして、そして十分その御援助のもとにこの試験を実施するというのが實際のやり方にならうと思ひます。従いまして、もちろん科学技術庁だけでこれをやるといたしまして、ただいまの段階ではその能力が必ずしもあつてはいえませんが、やはり日本でその道の、たとえば金属材料等に関する人は、あるいは制御問題に關しては、たまたま金井先生等が、あるいはその道の大家がございまして、そういう方々に委員になつていただきまして、この試験をやりたい。また、この試験は、必ずしも學術的な試験のみではなく、實際の応用的な面もあわせてやりたいと思つております。で、この試験を受ける人は當然ある程度原子力研究所等に行つて、實地に

勉強をやつていただくというふうなことに事実上相ならぬかと思つております。

○齋藤委員 それが非常に私は問題だと思つたのです。たとえて申しますならば、原子炉を取り扱うところの資格者というものは、その障害防止に資格を持つていなければならぬし、またエレクトロニクスにも資格を持つていなければならぬ。それからフェルのいわゆる炉心部に対しては資格を持つていなければならぬと思つた。四十一條はさういふ試験を行われるのですか。これはさういふ試験に移されるような法案になつておりますが、さういふものはたくさん受験を希望する者も私はあると思つたのですが、この試験科目とかさういふものは一体どういうふうにして発表されるのか。もう一つは、二の「原子炉に關し前号に掲げる者と同等以上の学識及び経験を有すると認める者」、これは外国人でも想定の中に入れて、さういふ条文を書かれたのか。日本には試験でも受けてみなければ、原子炉の取扱に對してどれだけの能力を持つてゐるか、はつきりした者は、今の段階では一人もおりはせぬと思つたのです。ですから、どういふ人が試験官になるのか、どういふ試験科目を与えるのか。これと同等以上の学識及び経験を有する者というのは一体どういふことを意味してゐるのか、お聞きしたい。

の資格を有する者というのは、政令の内容がどうなるのか、言いかえれば認定の基準をどこに置くかという問題にならうかと思つた。これも非常にむづかしい問題であります。といつて、たとえば原子力研究所の理事であります。名前を申し上げては失礼かもしれませんが、杉本さんとか嵯峨根さんとかいふ人に、もう一ぺん試験を受けようといふわけにもいかぬと思つたので、さういふところはやはり基準を定める際に、十分今までの経験なり、海外で習得した技術等を考へましてやつていきたいと思つております。たとえば、ただいままで外国へ留学しておられます。留學の卒業生は、一体この政令に定める者として、別に試験を受ける必要も原子炉主任技術者として認めるかどうかといふ問題も、すぐ起きてくることかと思つた。

○齋藤委員 こまかいことは飛ばしまして、第六十二條の「この法律に規定する指定又は許可には、条件を附することが出来る。」この条件といふのはいつ付するのですか。その場合々々において行政庁として必要な条件をどういふ条件を付するのですか。○佐々木政府委員 これは許可の際に条件を付します。○齋藤委員 許可の際に条件を付するといふのは、具体例を示すと、一体どういふ場合ですか。○佐々木政府委員 先ほど申しましたように、特に保安等の事項に關しましては、申請あるいは保安規定等に不備な点があるすれば、さらに条件を付しなくてはならぬ、外周からインスペクターが来た場合には、そのインスペクターに必ず見せるようにというふうな国際義務的な条件もあらうかと思つた。さういふ条件は、使用済み燃料の処分に關しては、前田先生がしばしばおっしゃいましたように、それをどういふふうに分けるのだといふことに条件を付して、使用済み燃料は自分で処分できないから、必ず工場の方に持つてくるというふうな条件にしたいと考へております。

○齋藤委員 第六十四條の「核燃料物質又は原子炉による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合においては、直ちに、命令で定めるところにより、応急の措置を講じなければならぬ。」これは製錬の場合には共管であり、命令の規定で実施するといふ場合にはどういふのですか。加工及び原子炉の設置の場合は専管であるからいいけれども、製錬の場合には、不時の災害に對して応急措置として命令を発する場合、総理大臣と通産大臣の共管になつてゐるが、どういふ形になつて命令が出てくるのか。○佐々木政府委員 これは「命令で定めるところにより」といふことでありまして、さういふ非常事態が起きた場合にはどうすべきかといふことを、あらかじめ共同省令あるいは総理府令等で定めておきまして、その規定に従ひまして、応急の措置を講じるといふ意味でございます。従ひまして、事前に、さういふようなことが起きた際にはどうするかといふ措置方法をこの命令で定めておくのでございます。○齋藤委員 第六十八條に「主務大臣」と書いてございますが、原子燃料公社に對して、この主務大臣は製錬に關しては共管でありますから、二人になるわけですね。さうすると、帳簿、書類その他必要な物件を検査せたりする場合に、通産省と総理府の二つから行くのですか。○佐々木政府委員 さういふ場合には、第七十四條にありますように、製錬事業に關しては内閣総理大臣、通産大臣、その他は内閣総理大臣になつておりまして、製錬のみが共管といふことになつたのでございますが、検査等と關しましては総理大臣がそれを行ふ際には、通産省の方は携わる程度といふふうにならうかと思つた。

○齋藤委員 製錬の問題に對しては共管といふことになる、結局内閣総理大臣と通産大臣はおのおのの責任においてダブつて、帳簿とかすべての検査を職員をしてやらしめるわけですね。ですから、製錬に對して共管としてやつてゐるときには、非常に大きな問題になつてくると思つた。製錬事業をやつてゐる工場に對して、総理府からやつて来る職員の考へ方と、通産省から来る職員の考へ方と違つた場合、共管であるから両方でやるのだといつて、さういふ問題に對するいろいろな取締りの意見が食い違つた場合に、受けるのは製錬所を経営してゐる者が受けるのでありますから、さういふ職員の資格などを統一して決定されることになつておりますか。○佐々木政府委員 これは実際の行政を運営する際に、むづかしい問題になりますけれども、実際の行政的な運用方法にいたしましては、単独検査ではなしに、両方でいたしまして、両方で行くとか、あるいは先ほど申しましたように片方は携わる程度というふうに話し合ひをきめておいて、実際の検査を受ける方が二重検査を受けるために非常に迷惑をこうむるといつたようなことが発生しないように、行政上、運営したいと考へております。○齋藤委員 その点は十分注意をしていただきたいと思います。それから七十條の「この法律の規定による主務大臣の処分に対して不服のある者は、処分の日から三十日以内に、主務大臣に訴願することができ、これはその次の二項に「内閣総理大臣に訴願することができる」とあります。法的形式においては、一項も総理大臣に訴願の方が私はいいように考へられるけれども、どうしてこれは主務大臣にするのですか。○佐々木政府委員 こゝで「主務大臣」とありますのは、先ほど申しましたように、七十四條で、製錬に關してのみ内閣総理大臣及び通産大臣といふふうになつておりますので、この主務大臣といふ場合には、一応製錬に關しては通産大臣がその中に入つてゐるといふふうにお考へいただいた方がいいのではないかと思つた。○齋藤委員 さうしますと、この場合は、総理大臣に訴願してもいいし、通産大臣に訴願してもいいといふことですか。○佐々木政府委員 現実問題といたしましては、共管でございますから、通産大臣と内閣総理大臣の両者に對して連名の訴願を提出するといふことになつてゐると思つた。○齋藤委員 もう一問で終わります。七十一條の第二項に「当該原子炉設置者から必要な報告を徴し、又はその職員

に、当該原子炉設置者の事務所若しくは工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させることができる。この原子炉に關して、「通商産業大臣又は運輸大臣は、前項の同意を求められた事項に關し特に調査する必要があると認める場合においては、これと、この原子炉に關する」と、これは通商産業大臣、運輸大臣がその手元に原子炉に關してのエキスパートを持つていなければならぬという事になるのであるが、この原子炉の資格というものに對しては、何か關係各省庁の間に統一した資格を与えるという事を考へておられるのか。

○佐々木政府委員 特別にそういう点は考へておりませんが、しかし同意を求められた場合に、通産大臣も運輸大臣もどう返事していいかわからないというのでは困りますので、当然、通産大臣、運輸大臣におきましてそれぞれ実態を調査並びに調査等をいたしまして、そうして同意をするのが実情にならうかと思ひます。ただその際、その検査あるいは調査等が、十分原子炉に對して認識を持つておる人でなく、いわゆるずぶのしろうとのような人が、その判断に従つて同意、不同意をきめられたのでは非常に困るのではなからうかという御趣旨かと思ひます。こゝういふ点は、ただいまの段階では、通産、運輸ともまだ原子炉に關してそれほどエキスパートを擁するといふわけにかぬかと思ひますけれども、先ほどお話し申し上げたように、原子炉に對しましては運輸、通産といわず、各省からそれぞれチャンピオンが

出て参りまして、そうして留學をしたらあるいは原子力の勉強をしたりしておりますので、それらの人がいつかの機会にそれぞれ各省に歸つて参りますと、当然こゝういふものの検査等も可能になるのではないかと考へられますので、今すぐの段階ではこゝういふふうに参加かねると思ひますが、かすに時日をもつていたしますれば、それが可能になるのではないかと考へております。

○廣藤委員 残余の質問は保留いたしました。

○青野委員長 午前中の會議はこの程度にとどめ、午後一時三十分より、大臣の出席を求め、質疑を続行いたします。暫時休憩いたします。

午後四時四十分休憩

午後二時開議

○青野委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

核燃料物質、核燃料物質及び原子力の規制に關する法律案につきまして、質疑を続行いたします。岡良一君。

○岡委員 直接關係はありませんが、原子力基本法にかかわる重大な問題と存じますので、特にこの機会に原子力委員長の御所信を承つておきたい点があるわけでありまして、それは、先般參議院の内閣委員會で核兵器の保有と憲法との關係について政府の統一見解なるものが発表されております。それによると、現在核兵器と言はれるものは、多分に攻撃的性質を持つものといふのであるから、この種の兵器を持つことは許されない、こゝういふふうな御見解が発表された。また同日小瀬防衛庁長官も、核兵器と言はれるものの保有が全部憲法違反とはいひがたい、こゝういふふうな言明をしておられるわけである。昨日、參議院の内閣委員會における岸總理の核兵器に對する御見解は、憲法上は自衛権があるから、従つて自衛の目的のために原子兵器も差しつかへはない。ただ、政府として、核兵器の持ち込み、保有等を拒否しておるのは、國民感情などにかんがみて、政治的な立場からこれを拒否しておるものである、こゝういふ御答弁があつたわけである。これは政府の統一見解に歩み寄られた岸總理大臣の御答弁であるわけですが、宇田國務大臣としては、このよゝうな見解に御同意でございますか。

○宇田國務大臣 ただいまの御質問の点につきましては、原子力基本法の第二条に「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、こゝうなつておりますから、こゝう基本法に基いてわれわれはあらゆるものを判断し、処理すべきものと考へております。憲法九条の解釈を、この原子力基本法と相關連して、どういふふうな解釈するかという事につきましては、昨日、參議院の予算委員會へ私も列席いたしておりましたから、總理の見解は聞いております。しかし私の疑問とする点がまだ一、二点あなたと同じように残つた点があります。その法理論について、特に憲法との關係につきまして、実は私は憲法は十分勉強してはなかつた点がありまして、お差しつかへなければ法制局長官にこゝに來てもらつて、政府の法理論上の疑問点を私もあなたと一緒に検討する機会を与えていただきたいと思ひます。

○岡委員 それでは私も非常に疑義を感じておりますし、やはり事はきわめて重大な問題だと思ひますので、法制局長官にぜひこの委員會に御出席を求めて、十分にたゞししたいと思ひます。ほかの質問に入りたいと思ひます。

午前中、有澤原子力委員に御出席を願ひました席上で、私は原子力等の規制法というこのたびの御提案は、原子力委員會の運営権限と不可分なものがあつて、原子炉の設置、運轉計画あるいは製鍊、加工、所有、処理等については原子力委員會の意見を聞かなければならぬといふことになり、かつまたそれらの諸計画はすべて國の総合的な原子力開発計画に即応したものであるといふことを原子力委員會は特に判断をせられるといふことで、この法が實施に移された場合に、原子力委員會は非常に重要な役割を帯びてくるのであります。そこで、こゝういふような任務に現在のような原子力委員會の機構で耐えられるかどうかという、この点について大臣の御所信を承つたい。

○宇田國務大臣 原子力委員會は、かねてから強化をする必要があるといふことは申されております。私も原子力委員會の各位の意見をまとめてみましたところ、具体案をいたしましては、全員常勤の委員とすることが必要である、こゝういふことが第一点であります。第二点は、各委員が法律に定められた自分の任務を遂行するために必要な調査員を申しますか、あるいはそれを補助する者が必要である。普通の言葉で言へば手足がほしい、こゝういふことであります。従つて、その点につきましては、先般、科学技術庁の中のできるだけの整備をして、いわゆる法律で定められました職務に關する問

題の処理、そのワクの範圍内で処理すべきものと判断されるものについては、十二分の処置をとつてあります。ただいままでの処置をいたしましては、原子力委員會は二名の非常勤の中で常勤を一名にふやすこと、なお將來予算措置をなるべくすみやかにとつて、もう一名委員が補充された際には、その委員も常勤に昇格するべきである、こゝういふふうになつております。

その場合におきましても、その委員の任務の遂行に必要な事務的な処理あるいは調査的な職務と申しますか、事務といひますか、それを処理するために必要なものは、現在持つておる予算の範圍内また新しく予備費等から予算の追加を求めて、とりあへず強化をする対策を講じようといふ申し合せをいたしておりますから、こゝういふことについて、今後どういふ考へを持つべきであるかといふことにつきましては、ただいまのところ、どうしなればならぬという決定線は委員會で出しておりません。どうしても、ただいま申されましたような一連の法律が出てきまして、特に最近におきましては、放射能の影響調査等に關しましては、これは非常に重大な問題であつて、ただいま三千三百萬圓程度の予算でありますけれども、こゝういふことではどういふ自分たちの考へておるような、委員會の考へておるような放射能の影響に關する國論に沿う調査は非常に期待に沿ひがたいものと思つて、その点等については、あらためて私たちは原子力委員を補強するのがあるいは原子力委

員を増員するのか、あるいはそれのものと特別な機構を持つのか、どういふこともあるだろうと予想いたしました。委員会のなかでお対策を研究したいと考えております。

○岡委員 法制局長官がお見えになりましたので、それでは前段の質問にもう一度返ります。実は、今ほど国務大臣の宇田さんにお尋ねをいたしましたところ、長官の御出席を願つて、若干の疑義をこの機会に明らかにしたいといふようなことであります。ぜひ一つ責任のある明確な御見解を承りたいと思つて、問題は何かと申しました。昨日、参議院の予算委員会でも、われわれの同志が質問をいたしました核兵器についての憲法との関連における解の問題であります。昨日の質問の前に、たしか四月の下旬、参議院の内閣委員会で小淵防衛庁長官が、核兵器といふことも、小規模なものであるならば、これは憲法上自衛のためのものであるから、憲法上違反ではないのだといふような御見解を漏らされたといふことが当時の新聞に出ておりました。なお、その日に、政府の統一見解として、核兵器も大規模なものは、攻撃的な目的に供されるものであるから、これはわが方としてはとらない。もちろん憲法上違反である。しかし小規模なものについては、自衛の目的の用に供されるものであるならば、憲法上違反とは考へるべきではない。こういうような統一見解なるものが公表されておつたことは長官も御存じの通りであります。昨日あなたも御出席になつた参議院の内閣委員会の席上で、名前が核兵器であればすべて憲法違反とするのはおかしい。憲法の精神は云々といふことで、現在世界の世論に衝撃を与えておるあの大規模な原子爆のようなのは、自衛権の内容としては持つことは許されないが、しかし、憲法の精神は自衛に限られてゐる。核兵器は今、発達の途上にあり、原子爆だけではなく、いろいろなものを予想しなければならぬ。核兵器といふ名がつくから一切だめだと窮屈に考へては、自衛を達成することもできない。こゝに御発言があるわけですね。大体同様な趣旨の御発言がありまして、結局憲法上からは、核兵器も自衛の目的のため小規模なものであるならば差しつかえないのであるが、しかし、今日日本の政府の方で、あるいは原子支援部隊の日本への駐留を拒否するとか、あるいはまた原子兵器そのものの保有を拒否するといふことは、国民感情を考へて、政治的な顧慮からいたしておるものである。こゝに御答弁があるわけですね。これは憲法上自衛権が認められておるから、自衛の範囲内であるならば、核兵器も差しつかえないといふことですね。それでは、どの程度までが核兵器は自衛で、どの程度は攻撃だといふ見解が基礎になると私は思ふのですが、法制局はそういう具体的な基準においてやはりこの問題は取り扱うべきだと思つておるが、どう考へますか。

○林(修)政府委員 総理大臣から昨日御答弁をされた趣旨は、大体今、新聞を御引用になつてお読み上げになつた趣旨だと存じます。従つて、憲法論として私たちが考へますと、結局憲法の九条で自衛権を否定しておらない、従つて、二項においても、自衛のため必要最小限度の自衛力を持つことは、

憲法九条第二項の否定するところではない、こゝに考へ方政府の考へ方でございます。これは従来からの考へ方でございます。従いまして実は憲法の九条二項の目から申しますと、個々の武器とか、個々の人員といふものをとらえて、どういふものであるならば憲法違反だ、個々のものがどういふものであればいいといふものでは私はなからうと思つて、全体的に考へまして、自衛のために必要最低限度の自衛力といふ目から見まして、その範囲を逸脱するものは憲法上持てない、その範囲に入るものであればよいといふことになつておるものであります。そこで、現在核兵器と申しますものが何をさすかといふことは、実は私たちがわかりません。あゝいまいでございませう。これは世間でも私はいまいじやないかと思つておるわけでありまして、いやはしくも原子力といふものの、核分裂といふものを利用するものはすべてそうだとおるのか、あるいは原子爆等をさしていわれておるのか、そこいらが必ずしもはっきりしないわけでございます。ただ、現在御承知のように、これは発達の途上にございませう。将来どういふ原子力利用の武器といふものが出てくるか、あるいは輸送手段といふものが出てくるか、これはまだ現在わからな

いわけでございます。ただ、現在をとおつてみますれば、原子爆といふようなものはこれはその性格から考へまして、他国から侵略を受けたときに自国の防衛に使うといふことは、考へ得ない性質のものでございませう。あゝいう大量殺戮で、しかも非常に広範に被害を及ぼすものを自国の領土内においては、自国を防衛するために使うといふことは考へ得られない性質のものでございませう。そういうことから原子爆を代表とする現在言われております原子兵器、核兵器と申しますか、そういうものは、自衛権を裏づけとして、自衛権といふ限度から見れば入らない。しかし、今後の発達を見れば、原子核分裂あるいは原子力を利用する兵器と申しますか、武器と申しますか、これはどういふものが出てくるかわかりませんが、そういうものを全部核兵器なるがゆゑに頭からいけなかつたといふのはおかしいのじやないか、これはおのおの性質を見、実態を見て判断しなければならぬ、先ほど申しました基準によつて判断しなければならぬ、こゝに考へてございませう。その範囲のものがいいか、どの範囲のものが悪いが、現実には核兵器はよく存じませんが、また今後ともどんなものが出てくるかわかりませんが、これは総理大臣からもお答えあつた通りに、現在のような原子爆を代表とするようなあゝいうものは、これはどう考へても日本の憲法の許すところではないと考へます。しかし、それからいふと、核兵器といふ名がつくからすべてがいけないといふことには、どうもこれはならないのじやないか、こゝに趣旨に解すべきものである、こゝに考へるのでございます。

○岡委員 今の法制局長官の御見解、宇田国務大臣、いかがでしよう。

○宇田国務大臣 私は憲法は実は解釈と今の平和利用といふものとの違ひ点が、実はよくわからぬ点があります。原子力基本法の第二條のところに「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り」と、こゝにうらに掲げられてあります。従つて、原子力基本法の第二條の原子力の研究、利用、要するに原子力の利用は、平和の目的に限るという一つの法の精神があります。これとたまたまの九条の解釈とは、その点について実は法制局長官の意見を聞いていただきたい、こゝに思ひます。

○林(修)政府委員 ただいま岡先生の御質問は、憲法九条の關係だけの御質問でございしたので、実はその方の点だけお答えしたわけでございます。きのうもこれは総理大臣もお答えしておるわけでございますが、原子力基本法との關係いかんということも御質問がございまして、それについては、総理大臣もお答えしておられます。私もその考へ方と同じでございませう。結局憲法九条の土俵と申しますか、ワクといふものが一つあるわけでございます。その目で見て合意か違意かといふことはあると思ひます。しかし、そのワクの中で、あるいは憲法全体のワクの中で、また具体的立法としてどういふワクを作るかといふことは、これはまた別問題であります。現在、原子力基本法といふものがございまして、原子力利用は平和的なものに限り、あるいは研究は平和的なものに限り、こゝに法律がございまして以上は、この法律が国内法としてある以上は、原子力利用を軍事的な、あるいは防衛的なものに考へるといふことについては、現在の法律から申すと、私はこれは認められないものである、かように考へるわけでありませう。ただ、こゝに少ししやいふことを申しますけれども、将来あらゆる輸送手段が原子力利用のものになつた、あるいは自動車な

んかも全部原子力のエンジンで走るといふことになった場合に、果して自衛隊の自動車は原子力のものを使つていけないかといふことは、これは私はいろいろ問題があると考へるわけでありまゝ。そういう問題まで考へますと、先ほど申したような憲法論が出てくる、かゝるに考へるわけでございます。

○岡委員 そちらと、政府としては、国会が議決をした原子力基本法第二条によつて、特に利用は平和の目的に限る。——原子力は今、世界中、軍事的と平和的の二つに利用されておる。そこで、はつきりこの平和の目的に限る、こゝろ規定しておるわけですね。してみれば、原子力は平和の目的に限るという立場に立つ限り、政府がこの条に忠実であらんとすれば、核兵器というものについては、憲法の問題は別として、この基本法の立場から核兵器に対してはこれを拒否する、否定的な態度に立つべきだ、これは当然私言えると思うのですが、それでいいですか。

○林(修)政府委員 これはおつしやる通りだと思ひます。

○岡委員 そうすると、政府のこの統一見解では、小規模なものならば自衛の目的だから差しつかへがないんだという見解は、これは明らかにこの第二条の平和目的に限るという、この原子力基本法は全く無視されておるじゃありませんか。

○林(修)政府委員 そこで議論されておりますのは、いわゆる憲法のワクとしてどうかといふ点が議論されておりますので、憲法のワクとしての質疑応答が重ねられておるわけでございます。その憲法のワク内で出ております

するいろいろな国内法との関係においては、実はここでは議論がされておらないわけでございます。従ひまして、そういう答弁も出てきたわけでありまゝ。またもう一つ問題としては、この原子力基本法第二条の平和的利用の意、味いかんといふ点につきましては、いろいろ先ほど申しましたような觀念に思ひます。そこで、平和的利用とは何かといふ解釈の余地は私はあると思ひますけれども、新聞等に出ておりますところでの議論は、憲法のワクとしての議論だけでございます。そういうものの中でまた原子力基本法という一つの土俵がありまして、それにはまるかばまらないかといふことは、実は議論されておらないわけでございます。その点でそういうことが出ておるわけでございます。

○岡委員 それではもう一ぺんただし、憲法のワク内で自衛権云々という問題では、小規模な核兵器は、これが自衛のためのものであるならば、憲法九条の立場からすれば、別に憲法違反ではない。しかし憲法のワク内で、憲法から発足した、いわば基く原子力基本法第二条には、はつきりと軍事的な利用といふことを除外して、平和の目的に限る、こゝろたわれておるわけですね。従つて、原子力基本法の立場に立てば、これは小規模であろうが自衛であろうが、あるいは攻撃であろうが大規模であろうが、とにかく核兵器といふものは、これは政府としてはこれを否定するといふ態度に立たなければならぬ、こゝろ言つていいのですか。

○林(修)政府委員 原子力基本法といふものが憲法と同じワクでできておるかどうか、憲法よりまた多少狭いワクでできておるかどうか、これは議論があると思ひます。私も私としては、憲法の土俵は割合広いものだ、またその中で原子力基本法といふものは一つのワクを作つておる、こゝろ考へるわけでありまゝ。従ひまして、現在の原子力基本法が、いかなる範圍の原子力利用の研究が許されるかといふことは、これは原子力基本法の解釈として問題になつてくることだと私は思ひます。従ひまして、現実に今、自衛隊として、総理も申されておるやうに、現実に原子核的な武器を備へるつもりもないし、またそういう研究をする意圖もないと言つておられますので、現在においてはこれは問題ないと思ひますけれども、将来核分裂を利用するやうな武器と申しますか、どういふものが出てくるかわかりません。その場合のことについて、もしそれがやりたいといふことになれば、第二条との関係はどうしても関係をつけなければならぬ、かゝるになると思ひます。

○岡委員 どうもはつきりしませんで、すな。それから、原子力は、将来どういふものが出てくるかと言われまゝ、これが基本法でははつきりしているのです。核兵器といふものの概念もはつきりしているのです。「原子力」とは、原子核変換の過程において原子核から放出されるすべての種類のエネルギーをいふ。」と規定されておるのです。このエネルギーが平和目的に使われないうえ軍事目的に使われたときには、これは核兵器なんです。だから日本の法律用語では、概念上ははつきり規定されている。あなたはどういふものが出てくるかわからぬ、今に原子

力エンジンができて、自衛隊もそれに乗つかるかもしれないと言われたが、いづれにしても核兵器といふものは概念はきつぱりしているんじゃないですか。

○林(修)政府委員 そこで、私実は學者でもございせんし、専門家でもございせんからわかりませんけれども、たとへて申せば、これは将来の発達の途中において、たとえば、今は小銃のたまも大砲のたまも全部火薬を利用してやつておるわけでありまゝが、そういうものに原子力を利用することがあり得ないとは、私は考へられないのであります。そういうものまで憲法上いけないうべきものかどうかといふことについては、疑問を申し上げておるわけでありまゝ。これは当然疑問が出るころだと思ひます。また自動車とか飛行機あるいは輸送手段、船とかそういうもののエンジンがすべて一般に原子力利用のものになつた場合において、自衛隊のものはそういうものを使つちやいけないのだといふこと——これは原子力利用そのものの解釈について私は多少問題があると思ひますが、そういうやうな考へ方、これは原子力といふものが将来いかなる発展をし、いかなるところで利用されるかといふことと関連して考へるべき問題で、今直ちに核兵器なるがゆゑに全部いけないといふのは、憲法の解釈としては行き過ぎじやないか、かゝるに考へるわけでありまゝ。

○岡委員 そちらすれば、とにかくあなたに想像されるやうに、そういう仮定のことを話をするのもこの機会にどうかと思ひますが、あなたが、おつしやつたから言ふのだが、たとへ

ば自衛隊が機関砲を持つ、バズーカ砲を持つ、小銃を持つ、その弾丸が原子力基本法に規定されている原子核変換の過程において原子核から放出されるエネルギーによつて人を殺傷するものである場合、これは原子力の軍事的利用といふことになるでしょう。自衛隊であるが侵略であるか、軍事的利用です。それはいいのでしようか。

○林(修)政府委員 その点は、先ほどから申しております通りに、憲法のワクとは別に原子力基本法のワクがあるわけでありまゝから、今おつしやつたやうなことができるかどうかといふことについては、原子力基本法第二条の問題についての解釈と、あるいはそれが必要があれば——必要があるかないかは存じませんが、仮定の問題として、もしもそういう必要があれば、第二条についてそういう例外を作るとか、そういうことが必要になる、そういう意味を申し上げたわけでありまゝ。

○岡委員 そちらすれば、日本の軍需工場がかりにできたとして、そうして自衛隊の砲弾の弾頭に原子核変換の過程において放出するエネルギーをもつて人を殺傷するやうな弾頭を作る。その場合には、第二条といふものは変えなければ、作れないわけですね。それで、変えなければ、自衛隊であろうが侵略であろうが、そんなことは言われないのだから、平和の目的に限るといつておるのだから、いづれにしろ軍事的利用といふことになれば、第二条を変えなければ、作れないのじやないですか。

いふ問題になれば、もちろん原子力基本法について、必要に応じてあるいは改正を加えるという問題が起るかも知れません。そういうことは私は別問題だと思ふわけでございます。

○岡委員 かもしれないじゃないに、これは国会が議決し、政府としては当然忠実であらねばならないと私は思うのです。この法律にはつきり平和の目的のところで限定しておるのだから。ところが、平和の目的でない軍事的な目的のために用いられるということになれば、変えなければ使えないじゃないやありませんか。作れないじゃないやありませんか。

○林(修)政府委員 昨日米の質疑応答は、そういう問題として実は議論はしておらないわけでございまして、憲法九条の解釈としての議論をしておるわけでございまして。現実にはまた国内においてそういう研究をするとか、そういう設備をするということも、総理大臣も否定をしておられるわけです。従いまして、現実の問題として今そういう問題はないわけでございまして、将来の仮定の問題として御質問になれば、あるいはそういうことが必要があるかもしれない。現実の問題としては、総理大臣もそういうことは否定をしておられるし、現実には問題にならないと思ふわけでございまして。

○岡委員 総理大臣にはまたあらためて聞きますが、法制局長官として、問題は簡単なことなんでしょう。日本の自衛隊が原子弾頭を持つところの武器を持つ場合には、自衛隊であろうが侵略であろうがそういうことは問わない。少くとも原子力基本法の第二条を変えなければ、このような装備を持つこともできないし、そういうものはもちろん岡

内において生産することもできないじゃないやありませんか。だからそのときにはならなければならぬじゃないや、これは変えなければできないじゃないや、これはそれがあつてもかまわないで作れますか。

○林(修)政府委員 先ほどから私の答弁はそういうことは決して申しでないわけでは、憲法はかりに認めても、国内法がさらに小さく小さいワクを作つて、あることを禁止しておれば、それをやろうと思えば、その法律の規定を変えなければできないということとは、先ほどから申し上げておるわけであり

○岡委員 それではとにかく自衛の目的であらうが侵略の目的であらうが、この法律に規定された原子力に基くところのエネルギーを軍事的に利用され

るというところについては、原子力基本法の第二条にこれの「利用は、平和の目的に限り、」と書いてある。軍事的利用はしないというのを限定しておる。だから、これは変えなければできないというふうな御見解と私は承知いたします。

それからなおこの機会に申し上げておきますが、よくあなたは原水爆実験のような大規模な大量な殺傷はいけな

いというふうなことを言われますが、しかしこれは実験です。問題は実験じやなくて、実際に使用される方がずつとこわいわけですね。しかも、この実験がもはや実用段階に入つてきてお

た。これはみな実験なんです。ことしの四月になつてからは、ソビエトでは三日おき四日おきにやつておる。英国だつてクリスマス島のこれも実験から実用化の段階です。先般発表してお

る英国の国防白書をごらんになればわかるが、原子兵器を持つ装備に大転換しよう。この間のNATOの理事会の共同コミュニケをごらん下さい。TNT二万トンの実用段階に入つた原子兵器を持つ装備をしようというのを決定しておるじやありませんか。しかも

彼らは何も侵略のためと言つておらないじやありませんか。ソビエトから侵略を言つておる。これを阻止するものは防

衛だと言つておる。だからそういうことになれば、自衛とか防衛とかというところの概念論争になるから私はやめませんが、問題は法律解釈であつて、言葉のてにをはだけの問題じやないと思ふのです。やはりそういう大きな世界的な現実の情勢の流れの中から法律の解釈というものは立てていかなければならぬじゃないやないですか。だから、自衛のためならいいと言つたつて、何も

侵略のためだと言つて原子弾頭を作ろうと言つておる人はだれもありませんよ。みんな自由主義陣営を防衛するた

めだとか、あるいはロシアの侵略を防衛するためだとか、英国のクリスマス島実験についての日本の抗議に対する答へはそれでしよう。自由主義陣営を防衛する、NATOの共同コミュニケ

だつて、北大西洋軍隊をアメリカの支援を得て原子兵器でもつて装備を転換しよう。それもやはりソビエトの侵略を防衛するためだと言つておる。だから特に原子兵器などというものは、そ

ういう具体的な現実の流れから、自衛だとか、侵略だとか、TNT二万トンのものが普通の装備となつてきておる段階では、それが自衛だとか、侵略だとかの言葉の遊戯でございましていけな

いので、やはり平和の利用に限る、こ

ういふ以上は、憲法は大きな方針をきめておる。具体的には原子力基本法の中で「平和の目的に限り、」と限定をしておる。やはりこの第二条の精神に立てば、私も、核兵器、原子力エネルギーというものを軍事的に利用するということは、何れともあれ

もうこれは否定的な態度に出るという立場に立たなければいかぬと思ふのです。だから法制局長官は、予算委員会等における答弁を聞いておつても、なかなか法律の専門家だから、概念の解釈については非常に巧妙に御答弁をされるが、やはり原子力のこういう問題が実用化の段階でどういふ動きになつておるかというのについて、十分

にこれからの御勉強をいただいて、そうして特に原子力基本法第二条の精神などという、憲法の方針の中でさらに具体化された大きな規定というものを、やはり政府としては当然順守すべきだというふうな方向で私は行つてい

文でだいたい違ふところがあるのじやないか、「平和の利用に限り」という言葉と「平和の目的に限り」ということ

の、「目的」という字が入つておるといふことは、意味が違ふのじやないか、こう思ふのです。これは法律上の解釈によつて私は違ふと思ふのです。そこで、平和の利用に限りということ

なら、岡委員の質問されたことになつてくると私も思ふのであります

が、平和の目的ということなら、自衛の場合におきまして、相手が暴力をふるつてきて、自分たちの自衛を守るためにこちらから武力を使うということ

は、あるいは暴力に訴えて対抗するといふことは武力だから、あるいは暴力だから、一切いかにぬのだということでは、平和の目的というものは守れないのじやないか。従つて、このやはり「平和の目的に限り、」と書いてある以上は、平和の目的というものを達成することの手段であれば、私は原子力の平和利用というものはできるのじやないか、こう思ふのです。その点の解釈

というものを、やはりもう少し明確にしていただかないと——平和の利用に限りと書いてあるならば私はもつと

もだと思ふのですが、「目的」という字がある以上、法文の解釈上、意味が違ふのじやないかと思ふのですが、御

答弁をお願いいたします。

○林(修)政府委員 その点は、私は先

ほどもある程度意識して御答弁しておつたつもりでございしますが、おつ

しやる通りに、平和の目的に限りとい

うことと、平和の利用に限りという意

○宇田国務大臣　そうでございます。

○岡委員　実は、総理府の欄を見ますと、六法全書には、原子力委員会の先には売春対策審議会とというのがあり、五つ、六つ先には離島振興対策審議会があつて、売春対策審議会と離島振興対策審議会と原子力委員会と同列なんです。こういうことでいいんですか。

○宇田国務大臣　それはそんなことを言つたら大へんなことであります。離島の現状というものは非常に悲惨な状況にあります。日本の社会問題と

してこれはどうしても取り上げて、少くとも予算に計上して、上げた予算が離島へ行かずに本土にみな食われてしまふというような、悲惨な島出身の議員の実情に対する陳情を一遍聞いていただくなければならぬ。離島問題は第二として、兜春問題は特別の社会問題ですから、そういう社会的な要請による委員会は第二としまして、原子力委員会の運営につきましては、自分たちとしてはもつともつと本格的に考えなければならぬ。また、今のようなどきでいいか悪いかという、決して満足すべきものじゃない。それに就いては、この国会で上げてもは上げますけれど、引き続いてももつと本質的な調査をしていかなければならぬと思っております。特に最近外国から来る人で、だれもが日本に注意してくれていることは、インシデアランスはどうするかということです。それに対して国

はどうか、責任を負うか。要するに放射能被害に対する基本調査と一緒に、今度は被害を受けた場合に国家が補償責任をどの程度まで負うか、こういうものに対して国がどういう責任を感ずるだろうか、それに対する政府のまん

メリカから動力炉を入れる。その財
合、この法律に規定された事項を申請

は電力の問題でありますから、国民経済にも、国の産業にも重大な影響がある。

いうこともありましょう。また燃料等の問題等もありまして、民間だけの判

をしなければならぬと考えております。

原子炉の目的あるいは規模、時期等の問題、第二点は、動力炉を輸入する際

の技術提携をどうするか、第三点は、受け入れの形態をどう考えておるか、第四点は、所要資金等をどう考えておるか、調達方針まであわせてどうすべきかといったような問題を中心にしたしまして、まず参事会の意見を聞き、次いで財界の皆さんにお集まり願って、同じ問題を、メーカーの首脳部あるいは特に輸入に関連の深い皆さんにお集まりいただいて、意見を徴しました。次いで、この原子力問題に特に関連の深い政治家の皆さん——岡先生もお使いを差し上げておったのですが、不幸御出席を願えなかつたのでありますが、皆さんにお集まり願って、それぞれ意見を伺いました。それから最後に、先週の日曜日でございますが、学界の方にお集まりいただきまして、やはりその問題を中心にしたしましてお話をいただいたのであります。そういうふうにして、一応各界の意見を伺いました。それぞれの立場々々で意見の相違の点もございまして、しかし大体、ある程度最大公約数と申しますか、あまり大きい差のない問題もございまして、根本的に進み点も若干ございしますが、しかし、輸入動力炉というものは早期に輸入すべきじやなかろうかというような点に對しましては、学界方面も必ずしも不賛成ではないのでありまして、そのやり方等につきましてはいろいろ問題もあつたけれども、そういうことで、各界の意見を徴すると同時に、冒頭に申し上げましたように、委員会といたしまして、局並びに先ほどお話のありました調査官あるいは補佐官と申しますか、そういう方たちを十分指示いたしまして、原子力研究所と研究のタイアップをいたしまして、

て、そして企業形態の優劣、あるいは輸入の性格にもよりましようけれども、その採算、あるいは所要資金等の問題を等々たいて委員会自体としても検討中でありまして、まだ結論を得るまでには至っておりません。

○岡委員 この間の予算委員会では、大蔵大臣は、実用動力炉を輸入するといふには、日本の財政事情よりしても、ちゅうちよの意向を強く示しておられるのです。そこで、これを見るに、動力試験炉と動力炉を二つ入れるといふのはぜひいたくさうだと思ふのだ、入れるといふに書いてある。新聞を見ると、参事会あたりの意向として、大方の流れが例のコールダールホルの改良型を実用炉として入れるといふような意向が伝えられている。この間、二十二日でしたか、九電力の社長会議では、政府機関にまかさない、共同出資で、自分たちの手で実用動力炉を輸入する、年内にでも発注したいといふふうな記事が新聞に出ていた。この間、ここで参考人の意見を聞くと、原子力研究所理事長の安川さんは、何が何でも動力炉、特に実験動力炉については、わしは自分の地位をかけても原子力研究所でやる、こう言われた。意見がいろいろあるわけですね。これらのいろいろある意見をどういふ方向に持つていこうとせられるのであるか。原子力委員長としての御抱負をこの際一つお聞かせ願いたい。

○宇田國務大臣 実験に關する限りは、日本原子力研究所においてこれを行うといふ基本方針でありますから、その方針をたいては変えようといふことにはなっておりません。ただ、実験を行う場合に、新しい年度の予算をど

れくらいわれわれは期待できるかといふことになりまして、昭和三十三年の全部の予算規模をどれだけにするかといふ方針がきまりません限り、輕々に申し上げにくいのですが、相当大型の炉を入れることができるような決定を求め得るかどうかということについては、今のところ自信がありません。

従つて、大型炉を入れるという場合に、どういふ形の形態が好ましいかといふことにつきましては、おそらく財政金融事情によつてかなり規制を受けるものと覚悟しなければならぬんじゃないかと思つて、従つて、この間学界の皆さんとさうくばらんに話し合ひをした場合には、そんな大きな炉を、莫大な燃料、経費を必要とする、年間償却だけでも、ときによつてはその炉だけで八十億ないし九十億ぐらいの予算を組まなければならぬというふうな経費をかけて実験をしていくといふようなことも、もう少し小型でもつて、実験のために自由に使える、そして負担がさうひどくなく、効果の上り得るものを考えたかどうかといふような意見が、かなり強く出ておりまして、従つて、実験に對する予算規模等から見て、どういふ炉が好ましいかといふことについては、なおもう少し検討しなければならぬだろう。とりあへずウォーター・ボイラーないしCPRを稼働するといふことが、当面一応軌道に乗つてゐる。そうして次に国産第一号炉の動力炉は、大型の炉を持つていつて考へるということと組み合せなくとも、もつと効果的な方法があると思はれる、こういうことが大體の意見のようでありまして、われわれもそういう意見は尊重しなければなら

ぬと思つております。そして発電用のリアクターにつきましては、各方面から、メーカーあるいは学問的ないろいろな報告が参つておりますが、それも、最近の大体の傾向は、出力の大きいものに進んでいくような傾向が見受けられる。そういうわけで、たとえばコールダールホル・タイプにいたしましては、ベアのワン・セットというよりなことをしきりに主張されるものですか、さういたしまして、かなりの金額、四百億といふものを燃料を含めて考えなければならぬといふことになりました。そうすれば、これはむしろ民間ベースで受け入れたいといふ考えで、民間のベースで国際借款も可能ならやつてみたかどうか、さういふふうにして、できるだけ民間の採算ベースの範囲でこれを設置すること、さうしてこれによつて受ける送電上のいろいろな技術的な問題を民間ベースで解決していいじゃないか、それに、発電によつてその収支の計算は、民間のアカウントでやつていったらどうか、その十分の計算が立たぬ場合には、さういふふうな炉を無理に求めて、さうしてその大型の、何百億といふような、アフター・ケアに非常な金をさくことによつて、日本の平和利用のいろいろな積極面、消極面の予算をもらわなければならぬと思つておる場合に、それが非常に影響を受けるようなことのないようにしたかどうか、さういふようなことが、この間相当強く主張があつたわけですが、従つて、さういふ点につきましては、われわれももちろん政府の内部として、原子力の平和利用についての予算の配分計画から見ると、実験

のための大型炉の輸入ということは、これが発電用でありまして、受け入れ方については、簡単には申し上げにくいといふことが結論であります。もちろん民間ベースにこれをまかすといふこと、そして民間ベースの受け入れ方の管理方式あるいは経営規模をどういふふうにするかといふこと等につきましては、これは新しい別の問題としてなお研究すべきものじゃないか、さういふふうにしております。

○岡委員 さうすると、端的にいつて、これは委員会としてもまだ御決定にならないで、いろいろ各界の御意見を聴取しておられる。それが一応まとまつたので、委員会の方でも本格的な御検討に入らうという段階であると思ひます。結局大蔵大臣の財政的な制約がかなり強い、かと思へば、原子力研究所の理事長安川さんの、何でもかでも動力炉の試験炉は原子力研究所でやりたい、民間会社の方では共同出資して、一つ採算のベースに乗る実用動力炉をベアのワン・セットでやりたいという意向が出ておる、だから委員長としては、端的には、東海村の原子力研究所には動力試験炉をぜひ入れたい、一方またエネルギーの需給の關係もあり、電力会社の方で共同出資でやつてくれるといふなら、とにかく電力会社の方はベアのワン・セットの実用動力炉を入れて運搬させる、さういふ御方針ですか。現在のあんな端的な御心境を承わりたい。

○宇田國務大臣 ただいま政府で一番考へておりますことは、それだけの予算責任あるいは導入に伴う経費等に對する責任をいかに負うかといふことでありまして、さういふ面から見ても

実験といいますが、原子力研究所の実験がどれくらいのも限度まで実験をまゐる知りませんけれども、出力が大きくなりますと、それに伴う燃料の経費が当然年間でかなり負担が多くなるでしようから、そういう面の計算を見ても、とりあえずここで政府の責任においてあらゆるものをやつていくということを申すことは、ほとんどできないのではないかと思われまゐります。

たものせかりに入れるにいたしましたも、どうしても採算が二割くらいは高くなるのじゃないかということでありますので、これは完全に商業ベースに乗るといふことは、今の段階では見通しはつかぬようであります。従つて、そういうものは完全な意味で実験炉といえるのではなからうかと思ひます。たとえば、アメリカからブラジル等が買つております小さい炉、ドイツなど

して、十分慎重に御検討願いたいと思います。そこで、結局これは委員長の個人としての御所信なんですが、民間会社がこの法律にうたわれている所要の手續を経て、大規模な実用動力炉を設置し、運転するということについての許可を申請してきた場合には、当然これは許すべきであるとお考えになりますか。

○宇田国務大臣　管理方式について

進め方なりとも、原子力委員会としては十分御検討願いたい。原子力委員会の中にも、やはりそういう観点から、その経営のあり方等についてもいろいろ変った考えの方もおられるようですか、そういう点は十分に御検討願いたいと思います。

それから有澤先生に来ていただいたて聞きたいことがあったのですが、これはやめます。この法律案を見ますと、

で、私は大体この問題はやっていけるのじやなかろうかというふうに考えておられます。

それから、加工につきましても、やはり民間企業にいろいろ助成をいたしましてやっております。また原子力研究所におきましても、研究の準備中でございます。御承知のように、こういふ加工は、必ずしも金属会社、金属製錬会社のみに限つたものではございません。

ん。むしろ化学工業に限る分野も非常に多々ございます。そういう関係で、相当広くの問題を助成しておりますが、御承知のように、日本の金属加工という点に關しましては、技術水準は世界的に見ましては相当高い段階になっておりますので、外国で機密資料をいただかなければ、この問題は解決できないというふうにはたいたいの段階では考えておりません。

最後の再処理の問題でございすが、これに關しましては、實際まだ抜けておりませんから何とも申し上げられない段階でございすけれども、しかし専門家の意見を聞きますと、それはどうもむずかしいものじゃないという御意見が強いございまして、一方英国などでも協定文を見ますと、日本が要望するのであれば、再処理工場をいつでも作ってやつてよろしい、提供してよろしいというふうな好意的な条項等が見えております。これに關しましてはあまり心配せぬでもよろしいのじゃないかというふうに考えておるのがあります。

○岡委員 それでは具体的に。私も専門的なことはわからないので、この機会に承わっておきたいのです。たとえば、日本の燃料公社の方で発掘していただくウラニウム原鉱を、いわゆるウラニウム二三五が〇・七%含まれておる天然ウランに精製する技術は、日本では完全に可能なのか、あるいは濃縮ウランを作るために気体にしておる六弗化ウランを作る技術、施設は日本においてあるのか、技術水準としては、少くとも日本はすでにそこまで行っておるのかということはいかがでしょう。

○佐々木政府委員 濃縮ウランの問題を第二段にお答えしたいと思ひますが、抽出から粗製、製錬、あるいは最後の金属に還元するこの段階は、大体今までの実験の成果からいたしまして、大丈夫やつていけると思ひます。ただ、それが初めての一種の中間的の段階に入るわけでありまして、開始したすぐそばから完全というわけには、技術的には可能であつても、採算的な面等もいろいろありまして、むだなしにということになりますと、あるいは問題が残るかと思ひますが、まずまずいけるのではなからうかと思ひます。濃縮ウランの方に関しましては、ここにおられます齋藤委員が当時次官をやったころに、濃縮ウランの研究をすぐやるべきじゃないかというところで、去年の補助金を出す際に、初めて去年からこの問題を取り上げまして、そして工業大学にこの研究を依頼いたしました。実際は弗素を使つておる会社は日本には大阪に一カ所しかございせんので、その会社とタイアップいたしました。濃縮ウランに対する初期的な研究に着手させたわけでございます。今年度も引き続きましてその研究をさらに進めたいというつもりで、ただいま準備中です。ですから、この方はまだまだ自信があるかと申しますと、これは全くこれからの問題でありまして、何とも申し上げられませんが、

○岡委員 それから、必要な高速材の重水とかあるいは石炭とか黒鉛、こういうものは、やはり原子炉の材料として耐え得る純度の高いものは日本ではございせんか。

○佐々木政府委員 まず黒鉛でござい

ますが、これは昭和電工の大町工場で三年ばかりもやつております。大へん優秀なのがございまして、昨年度フランスからゼロン代表が参つた際に、これに依頼いたしまして、フランスで分析をしてもらったのでございすが、少くとも分析の結果は、欧州ではあつた精度のものはない、アメリカの最優秀のものに匹敵するということで、非常に優秀なやつております。ですから、反射材に使う黒鉛といたしましては、大体自信を持ていいのではなからうか、ただ、モデレーターに使う分には關しましては、もっと性能のいいのを要求されますので、それに関しましては十分かと申しますと、何しろ分析そのものも日本ではまだ始まらないわけですから、實際使つてみないと最終的な結論がでませんので、確実に最終段階に達したとはまだ言えないのではなからうかという感じがいたします。

重水に關しましては、御承知のように日本にいたしましては非常に力を入れておまして、昭和電工あるいは旭化成等が中心になりまして、この試験をし、あるいは京都大学等で今まで研究を進めたのでありますが、製品はもうできております。それでは国産第一号を目ざして必要な量を全部日本でまかない得るかといふと、量的には必ずしも満足にはいかぬのでございすが、しかし、技術といたしましては、ただいまの段階では、方式はいろいろありますけれども、最も普通的方式でやつて参りますと、まずよろしいのではなからうかという感じがいたすのであります。

○岡委員 それからコールドホールホルの改良型、僕はよく委員会に申し上げ

るのですが、詳しいことは知らないのこの機会によく承わつておきたいのですが、現在運搬されておるコールドホール型では、二百トンくらいの天然ウランが要る。大体現在の様子だと五十八トンばかりを年々詰めていかなければならぬ。しかしこれはいろいろ技術的な改良をすればもう少し減るであらう。しかしブルトニウムの転換率が六五%ということをおぼろげに聞いたことがあるのですが、改良型といふのはどういふことになつておるのですか。どの程度ブルトニウムが出てきますか。

○藤波説明員 コールドホール改良型の燃料につきましては、燃焼率が約三千メガワット・デーといふことをギランティーすると申しております。それによりまして取りかえす量は、ただいまおつしやられたように、一炉当り年間約五十五トンくらいと思つております。それから出ますブルトニウムの生産量がどのくらいであるかという点につきましては、実はつきり確かめて参つてございせん。向うでも申しませんでした。またあとでわかりました際には、御報告申し上げたいと思ひます。

○岡委員 私がいつも申し上げておることは、先ほど法制局長官も出てこられたときに話しておつたのだが、日本が使わないにしても、日本が平和利用の旗を掲げて運搬して、電力を生産しておる。ところが、出てきた灰がブルトニウムであつて、これが相当出てくる。御存じの通り、灰の再処理の費用といふものは、莫大なものらしいのです。ですから、技術があつても、相当巨額の経費をもつて英國が施設を提供し

てくれるとしても、莫大な費用でもつてこれを廃棄していくといふことは、なかなか至難ではないかと思ひます。その点でまた明日でも委員会がありまして、どの程度出てくるのか伺いたい。英國の協定の草案を新聞で見ますと、なるほどそういう施設の建設につきましては援助をしようとしておられますけれども、實際問題として予算に制約されるとか、また話し合いの結果としては、事実上この援助を受け入れるところの条件といふものは、なかなか困難な事態が起りはしないかといふことを考えます。そういう点、英國政府との協力、向うが示した協定草案のその部分についてのいろいろ予算的な制約とか技術的な問題とか、ブルトニウムがどの程度まで出てくるのかといふような点を、委員会が一ぺん御報告願はばつこうと思ひます。

それから、その次の問題、これは一昨日も申し上げておつたのですが、私も規制法を見て思うことは、何だか政府の権力で押さへよう押さへようという感じが受けるわけなんです。もちろん原子力はこういう非常に巨大なエネルギーを持ち、どういふ事故を起すかも知れせんから、周到の上にも周到に政府が責任を明らかにされるというところは当然だと思ひますが、しかし同時に、やはり伸ばすものは伸ばしていこうという、そういう何か発展性のある意図といふものがこの法律案の中にあつてもいいのじゃないかと思ひますが、それがあまりないのです。そこで、たとえば他の国の立法例なんか見ますと、規制法の中に入つてゐるわけでもありませんが、情報とか資料といふふうなものの取扱い、これは機密は

含まない、排除すると基本法でうたつて

○佐々木政府委員 この法律では、別に資料、情報等の公開という点はいくらにございませうに、原子力基本法にのつとるという点で、基本法の精神をあくまでも順奉していく、そのための法律でございませうから、ただいまお話のよう資料等の公開あるいは原子力等の公開と申しますか、こういうことに関しましては、商業上の機密事項はいたし方なのでありますけれども、そういうものでない範囲におきましては、十分お話のような措置が現実の上にとれると思ひます。

○岡委員 それから、今後主として外国からいろいろな資料、情報等の提供を受けるわけですが、私が最近外務省の方からいただいた資料によると、アメリカ側が日本に示した一般協定草案の解釈上からいって、アメリカが提供した情報等は、アメリカの好ましくない第三国等には、日本はこれを通報してはならないという制限が事実上あるのだということがここに書いてあるのですね、そうなつてくると、この情報の公開ということが、ここで大きくチェックされるというふうな状態になるわけですね。日本の方針とすれば、どこから何をもらおうと、どこへでも遠慮なく公開をするのだ、こういう腹がまえで行くべきだ、そういう

方向に行くべきだと私は思ひますが、委員長長の御抱負はいかがでしよう。

○宇田国務大臣 それは同感と思ひます。ただ向うが特に要求をしておる場合に、こつちがそれをどういうふうにするかというところは、ケース・バイ・ケースによつて判断しなければならぬでしようけれども、原則は、岡委員の言われる通りと思ひます。

○岡委員 原則ではなく、事実上そうあるべきだと私は思ひます。それから、日本の方でそうして第三国から提供を受けた情報、資料、資料等に基いて日本が研究を進めていくその過程において、やはり外国では相当軍事的な機密に準ずるような新しい発明、発見等がなされ得ると思ひます。こういうものについては、この法律案でその取扱いはつきりとしておかなければならぬのではないかと私は思ひます。基本法では一応うたつてありますが、具体的な取扱いはどうある法律の中にうたつた方がよいのではないかと私は思ひますが、これはいかがでしようか。

○佐々木政府委員 その点に關しましては、報告の聴取あるいはその工場に實際検査その他ができるようになっておりました、帳簿等の整理もこの法案にうたつてございしますが、なお、さらにそういう条文以外の義務事項を付帯する場合には、雑則の六十二条にありますが、指定あるいは許可のための条件を付することができ、その条件の中になつておりました、その条件の中にそういう条件を付しまして、そういう国際的な義務等が十分果せるようにしたいというふうに考へておりました。

○岡委員 それから、こうしてよいいよ内閣総理大臣なり通産大臣が許可をして原子炉が設置され、運転され、あるいは加工、製精練、処理等の工場ができ、施設ができるということになりますと、日本のように地震が非常に多い国、もろもろな事情で大きな災害が起つた場合、災害の保安の措置については、一応形式的な条項はあります。これはそこに従事しておる従事者だけではなく、一般に広くその地域に被害を及ぼすこともあり得ると思ひます。ドイツの原子力法なんか見ると、そういう際、相当の条文、十カ条ばかりにわたつてかなり国の賠償の責任というものを明確にしておるわけですね。人に対する、あるいは物の損害に対する補償、こういう点をこの法律の中でやはりうたうべきではないかと私は思ひますが、どこか他の法律が何かにあるのですか。

○佐々木政府委員 この法案は、先ほど岡先生お話のように、非常に嚴格にできておりました、いやしくも災害というものは、ほぼ絶対に起り得ないといふところまで詰めておるつもりでございます。と申しますのは、原子炉の設置運転に關しての許可あるいは設計、工事方法、事前の認可をとらせまして、さらに施設そのものの検査をやつていく、あるいは性能検査、これはフルに正常運転する前に、もう一べん検査をして、制御棒あるいは漏洩等のありやなしやという点を十分検査いたしまして、その結果大丈夫とあれば、初めて正常運転に入らせるといふふうに、非常に念を入れました、さらにそれでもまだ不安だといふので、事業主体には必ず保安規定を作らせ

まして、そして、ただいま申し上げましたような各個の事項を十分その企業体を守り得るといふのも、認可事項の一つにしてあります。言いかえますと、二重三重に、この保安に關しては、安全のための措置を講じておるつもりでございませう。従ひまして、これほど嚴格な検査といふものは、ほとんどほかにはないくらい嚴格にしておられますので、これはどたんねんにしておけば、おそらく事故といふものは起り得ないであらうといふふうに考へております。しかし、もし万一こういうものが起きた際には、補償の規定は別段置いてございませうが、民法その他による損害の補償等は当然これにも適用されますので、万が一の場合には、そういう条項を引用いたしまして、措置いたしたいといふふうに考へております。

○岡委員 それから、最後に国際原子力機関憲章が今、外務委員会にかかつて、本委員会も連合審査を要求しておるわけですが、この国際原子力機関憲章との法案との関連性というが、この憲章をいよいよ日本が批准した場合、この法律案だけでいけるのでしようか。

○佐々木政府委員 本案を法制局で審議いたしました際には、常に国際原子力機関との関連を考へつつ、この法案で国際的な義務を國として十分果し得るかどうか、果たすための国内法規的なものが抜けてやしないかという点は、ずいぶん吟味してやつたつもりでございます。従ひまして、憲章で一番問題にしております平和利用の問題、あるいは安全、保健上の措置、あるいはインスペクター等が参りました際に、それを受け入れるための措置等に關しま

して、十分規定を設けまして、國連憲章等から義務づけられます國家的な義務は、この法の典拠によつて果したいといふふうに考へてございませう。従ひまして、余議でございませうが、せつかく憲章等でもできた際でございませうので、何とかしてこの際この法案を早く通していただまして、一日も早く、だれが来ても國家義務といふものをこころいふうにして完全に果しているのだといふうが、十分國としてできるよ

うにいたしたいといふのが、私どもの念願でございませう。

○岡委員 いろいろ長いこと詳しく教

えていただいて感謝いたしますが、国際原子力機関憲章とのものと具体的な関連性一私もちつと見て、たとえば憲章から査察を受けるというふうな場合、やはりその査察を受けることによつて生じ得る事態が、國民の權利なり義務なりといふものを拘束するようになつてもあり得るのではないかと思ひます。そうすれば、やはりそういう事態がもしあり得るならば、そういうことを法文の上に明らかにしておく必要があるのではないと思ひます。そういう点、私もまだ十分に勉強しておりませうが、これは明日でけつこうです。から、憲章の中で特にこういう点を願ひしてあるのだという関連性を、具体的に一つお話を願ひたいと思ひます。

○佐々木政府委員 たとえば、今の立ち入り検査の問題でございませうけれども、やはりこの法律で國際義務を受けます際に、先ほど申したように、附帯条件等には当然うたうつもりでございませうが、日本の国内法といたしましては、あからさまにインスペクターをどうのといふことを書くわけには

ない、排除すると基本法でうたつて

○佐々木政府委員 この法律では、別に資料、情報等の公開という点はいくらにございませうに、原子力基本法にのつとるという点で、基本法の精神をあくまでも順奉していく、そのための法律でございませうから、ただいまお話のよう資料等の公開あるいは原子力等の公開と申しますか、こういうことに関しましては、商業上の機密事項はいたし方なのでありますけれども、そういうものでない範囲におきましては、十分お話のような措置が現実の上にとれると思ひます。

○岡委員 それから、今後主として外国からいろいろな資料、情報等の提供を受けるわけですが、私が最近外務省の方からいただいた資料によると、アメリカ側が日本に示した一般協定草案の解釈上からいって、アメリカが提供した情報等は、アメリカの好ましくない第三国等には、日本はこれを通報してはならないという制限が事実上あるのだということがここに書いてあるのですね、そうなつてくると、この情報の公開ということが、ここで大きくチェックされるというふうな状態になるわけですね。日本の方針とすれば、どこから何をもらおうと、どこへでも遠慮なく公開をするのだ、こういう腹がまえで行くべきだ、そういう

方向に行くべきだと私は思ひますが、委員長長の御抱負はいかがでしよう。

○宇田国務大臣 それは同感と思ひます。ただ向うが特に要求をしておる場合に、こつちがそれをどういうふうにするかというところは、ケース・バイ・ケースによつて判断しなければならぬでしようけれども、原則は、岡委員の言われる通りと思ひます。

○岡委員 原則ではなく、事実上そうあるべきだと私は思ひます。それから、日本の方でそうして第三国から提供を受けた情報、資料、資料等に基いて日本が研究を進めていくその過程において、やはり外国では相当軍事的な機密に準ずるような新しい発明、発見等がなされ得ると思ひます。こういうものについては、この法律案でその取扱いはつきりとしておかなければならぬのではないかと私は思ひます。基本法では一応うたつてありますが、具体的な取扱いはどうある法律の中にうたつた方がよいのではないかと私は思ひますが、これはいかがでしようか。

○佐々木政府委員 その点に關しましては、報告の聴取あるいはその工場に實際検査その他ができるようになっておりました、帳簿等の整理もこの法案にうたつてございしますが、なお、さらにそういう条文以外の義務事項を付帯する場合には、雑則の六十二条にありますが、指定あるいは許可のための条件を付することができ、その条件の中になつておりました、その条件の中にそういう条件を付しまして、そういう国際的な義務等が十分果せるようにしたいというふうに考へておりました。

○岡委員 それから、こうしてよいいよ内閣総理大臣なり通産大臣が許可をして原子炉が設置され、運転され、あるいは加工、製精練、処理等の工場ができ、施設ができるということになりますと、日本のように地震が非常に多い国、もろもろな事情で大きな災害が起つた場合、災害の保安の措置については、一応形式的な条項はあります。これはそこに従事しておる従事者だけではなく、一般に広くその地域に被害を及ぼすこともあり得ると思ひます。ドイツの原子力法なんか見ると、そういう際、相当の条文、十カ条ばかりにわたつてかなり国の賠償の責任というものを明確にしておるわけですね。人に対する、あるいは物の損害に対する補償、こういう点をこの法律の中でやはりうたうべきではないかと私は思ひますが、どこか他の法律が何かにあるのですか。

○佐々木政府委員 この法案は、先ほど岡先生お話のように、非常に嚴格にできておりました、いやしくも災害というものは、ほぼ絶対に起り得ないといふところまで詰めておるつもりでございます。と申しますのは、原子炉の設置運転に關しての許可あるいは設計、工事方法、事前の認可をとらせまして、さらに施設そのものの検査をやつていく、あるいは性能検査、これはフルに正常運転する前に、もう一べん検査をして、制御棒あるいは漏洩等のありやなしやという点を十分検査いたしまして、その結果大丈夫とあれば、初めて正常運転に入らせるといふふうに、非常に念を入れました、さらにそれでもまだ不安だといふので、事業主体には必ず保安規定を作らせ

まして、そして、ただいま申し上げましたような各個の事項を十分その企業体を守り得るといふのも、認可事項の一つにしてあります。言いかえますと、二重三重に、この保安に關しては、安全のための措置を講じておるつもりでございませう。従ひまして、これほど嚴格な検査といふものは、ほとんどほかにはないくらい嚴格にしておられますので、これはどたんねんにしておけば、おそらく事故といふものは起り得ないであらうといふふうに考へております。しかし、もし万一こういうものが起きた際には、補償の規定は別段置いてございませうが、民法その他による損害の補償等は当然これにも適用されますので、万が一の場合には、そういう条項を引用いたしまして、措置いたしたいといふふうに考へております。

○岡委員 それから、最後に国際原子力機関憲章が今、外務委員会にかかつて、本委員会も連合審査を要求しておるわけですが、この国際原子力機関憲章との法案との関連性というが、この憲章をいよいよ日本が批准した場合、この法律案だけでいけるのでしようか。

○佐々木政府委員 本案を法制局で審

議いたしました際には、常に国際原子力機関との関連を考へつつ、この法案で国際的な義務を國として十分果し得るかどうか、果たすための国内法規的なものが抜けてやしないかという点は、ずいぶん吟味してやつたつもりでございます。従ひまして、憲章で一番問題にしております平和利用の問題、あるいは安全、保健上の措置、あるいはインスペクター等が参りました際に、それを受け入れるための措置等に關しま

して、十分規定を設けまして、國連憲章等から義務づけられます國家的な義務は、この法の典拠によつて果したいといふふうに考へてございませう。従ひまして、余議でございませうが、せつかく憲章等でもできた際でございませうので、何とかしてこの際この法案を早く通していただまして、一日も早く、だれが来ても國家義務といふものをこころいふうにして完全に果しているのだといふうが、十分國としてできるよ

うにいたしたいといふのが、私どもの念願でございませう。

○岡委員 いろいろ長いこと詳しく教

えていただいて感謝いたしますが、国際原子力機関憲章とのものと具体的な関連性一私もちつと見て、たとえば憲章から査察を受けるというふうな場合、やはりその査察を受けることによつて生じ得る事態が、國民の權利なり義務なりといふものを拘束するようになつてもあり得るのではないかと思ひます。そうすれば、やはりそういう事態がもしあり得るならば、そういうことを法文の上に明らかにしておく必要があるのではないと思ひます。そういう点、私もまだ十分に勉強しておりませうが、これは明日でけつこうです。から、憲章の中で特にこういう点を願ひしてあるのだという関連性を、具体的に一つお話を願ひたいと思ひます。

○佐々木政府委員 たとえば、今の立ち入り検査の問題でございませうけれども、やはりこの法律で國際義務を受けます際に、先ほど申したように、附帯条件等には当然うたうつもりでございませうが、日本の国内法といたしましては、あからさまにインスペクターをどうのといふことを書くわけには

参りませんので、この六十八条にありますが、立ち入り検査に行く、その際その随行者といましてインスペクターが参りますれば、事実上目的を達するのではなからうかというふうに、国際的には義務を負つておりますけれども、国内的にはあくまでもこちらの行政権限として立ち入りをいたしまして、向うの方はこれに随伴していくというふう

にいたしたいというのがこの法の建前になっております。これはあくまでも岡先生のたゞいま申されました国の主権といふものがございまして、やはりその主権はそれによつて侵されないのだという建前をはつきりと堅持したいという法の精神にしてござい

ます。ただ、その際に、さつき申しましたように、許可の条件等を付しておきますれば、実際的には何ら差しつかえないようにはなつておりますけれども、いかなる権限でやるかと申しますと、国の主権に基いてござい

たということ、実際、国際義務も果し、また国内的な任務も達するということに考へております。

○藤波説明員 先ほど御質問のありましたプルトリウム

の金属がでるかはわからないが、大体その程度であります。また、なおさらに正確なものがもしわかりましたら、御報告いたしたいと思ひます。

○岡委員 白書にもうたつておりますし、ぜひそろすべきだと思ひますが、これは相当の経費がかかるということ、英国の原子力公社の白書に書いてあるわけですが、どのくらいかかるのか、そういう点も、やはり把握すべきだといふ建前から関心を持っておるのですが、そういう点も調査して、御報告願ひたいと思ひます。

○前田(正)委員長代理 その点は差しつかえないと思ひますが、大臣に対する質問は、あしたまたほかの方に委員会があるようでありますから、きょう一つなるべく終了していただきたいと思ひます。

○岡委員 これでけっこうです。

○前田(正)委員長代理 それでは、本日

の質疑は、この程度にとどめ、明日、午前十時より開会し、質疑を続行いたします。

○前田(正)委員長代理 この際、参考人決定につきましてお諮りいたします。すなわち、放射線障害の防止に関する問題について、立教大学総長松下正壽君、日本赤十字社中央病院院長都築正男君、原水爆実験禁止日本協議会理事長安井郁君、以上の方々を参考人と決定し、その意見を聴取いたしたいと思

ひます。

○前田(正)委員長代理 御異議なければ、さよう決定いたします。

○前田(正)委員長代理 御異議なければ、さよう決定いたします。

昭和三十三年五月十四日印刷

昭和三十三年五月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局